

平成24年（2012年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成24年3月2日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年3月2日（金）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	家崎英寿
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水 道 課 長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局次長	脇 俊明	書 記	上野隆志
書 記	玉本真也	書 記	奥川賀夫

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番 東 清剛	12番 松永征也
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

開会前に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

2月29日の新聞報道で、当町議員が道路交通法違反の疑いで、現行犯逮捕されたとのこと
であります。

今回の件について、町民の模範となるべき議員が逮捕されたことは、まことに遺憾であり、
議長として、町民の皆様には、大変申し訳なく思っております。

紀北町議会といたしましては、今後このようなことが起こらないよう、いっそう襟を正し、
町民の皆様の信頼回復に、鋭意努めてまいり所存でありますので、ご理解をお願いいたしま
す。

お時間どうもありがとうございました。

平野倅規議長

それでは会議を進めます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

また、羽根川事務局長は欠席のため、脇次長が代理いたします。

平野倅規議長

それでは、ただいまから、平成24年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成24年度当初予算を審議する、最も重要な議会であり、提出された諸議案
は、町民生活に重大な関連のある、かつ、その内容も多種多様にわたる膨大なものでありま
す。

議会といたしましては、町民の福祉増進の見地から、十分な審議を尽くし、町民の要望を
町の諸施策に反映すべく、努力いたしたいと存じます。

本日から、3月21日までの長期となりますが、議員各位には、健康に十分に留意されまし
て、慎重審議をお願いするとともに、議会運営に格段のご協力を賜りますよう、お願い申し
上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

平野倅規議長

次に、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局次長に朗読させます。

脇議会事務局次長。

脇俊明議会事務局次長

それでは、まず会期日程表から朗読させていただきます。

平成24年3月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、3月2日、金曜日、9時30分、本会議、開会、町政の一般説明、人事案件の上程、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明。一般質問の受付開始は、本日の午前8時30分からでございます。

第2日、3月3日、土曜日、休会、休日のためでございます。

第3日、3月4日、日曜日、同じく休日のため休会でございます。

第4日、3月5日、月曜日は、口頭弁論のため休会とさせていただきます。

第5日、3月6日、火曜日、9時30分、本会議、議案の質疑、委員会付託で、この日、一般質問の受付締め切りが午後1時までとなっております。

第6日、3月7日、水曜日、委員会のため休会といたします。

第7日、3月8日、木曜日、委員会のため休会といたします。

第8日、3月9日、金曜日は、中学校の卒業式がございますので休会といたします。

第9日、3月10日、土曜日、第10日、第3月11日、日曜日は、両日とも休日のため休会でございます。

第11日、3月12日、月曜日は、委員会開催日のため休会でございます。

第12日、3月13日、火曜日は、委員会予備日として休会とさせていただきます。

第13日、3月14日、水曜日、9時30分、本会議、第14日、3月15日、木曜日、9時30分、本会議、両日とも一般質問でございます。

第15日、3月16日、金曜日は、小学校の卒業式ですので休会でございます。

第16日、3月17日、土曜日、第17日、3月18日、日曜日は休日のため休会でございます。

第18日、3月19日、月曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第19日、3月20日、火曜日は、休日のため休会でございます。

第20日、3月21日、水曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

脇俊明議会議務局次長

続きまして、議事日程表を朗読させていただきます。

平成24年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年3月2日（金曜日）9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 町政の一般説明
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第1号 人権が尊重される紀北町をつくる条例
- 第8 議案第2号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第3号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第5号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第7号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第8号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第10号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第11号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第13号 紀北町集会所の指定管理者の指定について
- 第20 議案第14号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第21 議案第15号 三重紀北消防組合規約の変更に関する協議について
- 第22 議案第16号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について

- 第23 議案第17号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について
- 第24 議案第18号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 第25 議案第19号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第6号）
- 第26 議案第20号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第21号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第22号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第23号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第24号 平成24年度紀北町一般会計予算
- 第31 議案第25号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第32 議案第26号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第27号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第34 議案第28号 平成24年度紀北町水道事業会計予算
- 第35 報告第1号 専決処分の報告について
- 第36 請願案件

以上でございます。

平野倅規議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 東 清剛君

12番 松永 征也君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

平野倅規議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 21 日までの 20 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 21 日までの 20 日間とすることに決定しました。

日程第 3

平野倅規議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 24 日に議会運営委員会が開催され、3 月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。

本定例会に提案され、受理した案件は、諮問が 1 件、議案については、第 1 号から第 28 号までの 28 件、報告 1 件で、合計 30 件となっております。

また、請願案件 1 件を受理しており、所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

次に、3 月定例会における一般質問通告書の受け付けは、本日、午前 8 時 30 分から午後 5 時までと、第 4 日、3 月 5 日、月曜日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、また、第 5 日、3 月 6 日、火曜日、午前 8 時 30 分から午後 1 時までとなります。

質問の趣旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第 235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、平成23年度普通会計の11月分から 1 月分までと、平成23年度水道事業会計の11月分から 1 月分までについて、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してございますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

紀北広域連合議会は、3月26日、月曜日、午前10時から開催。

東紀州農業共済事務組合議会は、3月27日、火曜日、午前10時から開催。

三重紀北消防組合議会は、3月29日、木曜日、午前10時から開催。

荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月30日、金曜日、午前10時から開催の予定であります。

次に、紀北町開発公社の理事会を3月16日、金曜日の午後 1 時30分から開催の予定であります。なお、この日は小学校の卒業式のため休会となっておりますが、よろしく申し上げます。

次に、三重県町村議会議長会理事会における事項についてであります。

1月20日に開催された理事会において、私が監査委員に選任されましたので、ご報告申し上げます。

次に、2月6日、市町議会と県議会との交流・連携全体会議が開催され、今回は、防災をテーマに、正副議長及び防災問題特別委員会の正副委員長が参加いたしましたので、ご報告申し上げます。今後は、広域圏単位でのブロック会議を開催する予定とのことであります。

次に、地方自治法第 121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、定例会中の行事であります。3月9日、金曜日は中学校の卒業式で、3月16日、金曜日は小学校の卒業式となっております。その他幼稚園の卒園式も含めた一覧表を各議員の棚に配付させていただいておりますので、ご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

平野倅規議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、東日本大震災被害者のご冥福を祈る黙祷についてでございます。昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災では、マグニチュード 9.0の巨大地震と、それに伴う大津波で死者・行方不明者を合わせ、約2万人の方が犠牲となりました。

改めまして、心からご冥福をお祈りいたしますとともに、いまだ避難生活を余儀なくされておられる方も数多くおられますが、被災地の復興を心からご祈念するものでございます。

3月議会定例会会期中の3月11日の日曜日は、あの痛ましい未曾有の大震災から1年を迎えることとなります。

そこで、本町といたしましては、東日本大震災を教訓とし、また、改めましてお亡くなりになられた方々の、ご冥福をお祈りいたしたいと考えております。

つきましては、巨大地震発生の日3月11日、午後2時46分に、防災行政無線で全町民に1分間の黙祷を呼びかけますので、議員各位におかれましても、ご協力をお願い申し上げます。

以上、ご報告をいたしまして、3月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

日程第5

平野倅規議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日ここに、平成24年度当初予算及び諸議案を提案し、ご審議いただくにあたり、私の町政に対する所信の一端と予算案の概要を申し述べさせていただきます。

町長就任から2年4カ月余り、私は「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢のもと、できる限り現場に出向き、住民の皆様の声に耳を傾けてまいりました。

今後も、常に対話を重ねながら、紀北町の抱える課題を一つひとつ着実に解決すべく取り組んでいく所存ですので、議員の皆様並びに町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

国政におきましては、少子高齢化と人口減少による活力の低下が懸念されるなかで、円高等に伴う経済活動の停滞、税と社会保障の一体改革、TPP参加の是非など、我が国の将来を大きく左右する課題が山積しており、今まさに大きな転換期のうねりのただ中にあるといえます。

一方、県政におきましては、昨年4月に就任いたしました鈴木知事のもと、「幸福実感度日本一」を掲げ、新しい三重づくりが進められつつあります。厳しい財政状況の中ではありますが、今後の東紀州地域対策、防災、医療福祉、環境、産業政策等において、市町や地域の実情を踏まえた新しい県政の展開に期待しているところでございます。

町政は、これらの国や県の動きに大きな影響を受けることから、その動向を注視し、戦略的に連携を図りながら、しっかり対応していきたいと考えます。

本年は、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする紀北町第1次総合計画・後期基本計画のスタートの年となります。現在、策定に向けた取組を進めているところでありますが、私といたしましては、「安全・安心」「にぎわい」「人・地域の元気」の3つのテーマについて、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

まず、「安全・安心」については、犠牲者「0」をめざす、災害に強いまちづくりを進めます。昨年は、3月11日の東日本大震災や9月初旬の台風12号による紀伊半島大水害など、災害の怖さを改めて痛感した1年でもございました。東海・東南海・南海地震や異常な豪雨を想定したうえで、これまで以上に、防災、減災対策の推進に努めていきたいと考えております。

避難路、避難場所の整備や、地域における防災力の向上に取り組むとともに、銚子川、赤羽川等の堆積土砂の除去にも努めていきます。また、三浦、矢口浦の海岸保全施設整備につ

きましても、津波や、台風時の高潮等に備えるべく、防潮堤の設置等を引き続き着実に進めていきたいと考えております。

次に、「にぎわい」につきましては、近畿自動車道紀勢線の延伸が進行するなか、交流人口「200万人」をめざし、スポーツ合宿の受け入れや新たな観光メニューの提供など、観光振興と関連産業の振興を進めます。

四季を通じて観光の目的地となるため、世界遺産熊野古道、熊野灘レクリエーション都市、銚子川、魅力的な食などの地域資源を生かしながら、滞在時間の拡大、宿泊客の増大へつなげていきたいと考えております。

特に、銚子川の魅力アップにつきましては、馬越峠や周辺施設と関連づけながらソフト事業を展開するとともに、温浴施設の整備に向けた具体的な検討に着手していきたいと考えております。

「人・地域の元気」につきましては、健康寿命「5歳」延長をめざし、健康ウォーキング、きほく活活体操、グラウンドゴルフの定着に努めるとともに、高齢者の健康維持と増進に向け、検診の充実、意識の啓発などの効果的な対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、平成25年の1月中には、紀北町本庁舎の旧尾鷲高等学校長島分校への移転を予定しております。本庁舎の移転に合わせ周辺の生涯学習施設の充実に取り組むとともに、現在の本庁舎と周辺施設の利活用についても検討を進めるなど、両区の均衡ある発展とさらなる紀北町としての一体感の醸成に努めます。

このような思いの中、本町の平成24年度当初予算は次の考え方を基本に、編成したところであります。

まずは、厳しい財政状況や様々な社会情勢の変化をしっかりと認識したうえで、将来にわたり財政の健全性を維持することを念頭に置きながら、新たな住民ニーズへの対応に努めるとともに、本町の将来を見据えた重要な課題に取り組んでいくというものであります。

先に申し述べました3つのテーマを推進する施策はもとより、高齢者、障がい者への福祉施策、児童生徒の安全・安心と子育て支援、そのほか集会所建設や道路整備といった身近な生活環境整備など、地域への経済効果を高め雇用確保につながる取り組みを進めることといたしております。

これらを基本として予算編成を行った結果、本町の平成24年度一般会計当初予算の総額は、101億 2,518万 8,000円で、前年度に比べ約 8.9%の伸びとなっております。

合併後の当初予算といたしましては、はじめて 100億円を上回る積極的予算であり、財政

の厳しい中ではありますが、国・県の補助金・交付金をはじめ過疎対策事業債、合併特例事業債など、有利な起債の活用を図るとともに、財政調整基金等の繰り入れにより対応してまいります。

それでは、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づきまして、主な施策の概要について申し上げます。

基本目標の1つ目の「自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」についてですが、まずは、最重要課題の一つとして位置づける安全・安心への取り組みであります。

3.11の東日本大震災発生以来、「より早く、より高く」を合言葉に、各自主防災会から要望の多かった津波避難路整備について、積極的に取り組んできておりますが、平成24年度も引き続き整備を進めてまいります。

また、浸水を想定した高台への自主防災倉庫の新設・移転、夜間・停電時の避難路等の安全確保のため、ソーラー街灯の増設を進めるとともに、シール等による海拔表示、飲料水・食糧等の災害用備蓄品のこれまで以上の確保に努めてまいります。さらに、共助の要となる自主防災会のより一層の活性化を図るため、地域の自主的な避難路整備等の取り組みに対する新たな助成制度を創設し、自主防災会の活動を支援いたしてまいります。

また、災害による被害を最小限に食い止めるためには、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることが重要であることから、三重大学大学院工学研究科 川口淳准教授に紀北町防災アドバイザーに就任いただきまして、自主防災会等を中心とした防災講演会、タウンウォッチング、研修会等、防災・減災の教育訓練などを通してさまざまなご指導、ご提言をいただき、町全体の防災力強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境保全対策では、資源ごみストックヤード整備に着手し、まず平成24年度には、紀北町環境衛生センターの旧焼却炉解体を実施いたします。また、引き続き資源ごみステーションを計画的に整備しながら、より充実した資源ごみ等の収集に努めます。

さらに、苗の配布などによる緑のカーテンの普及・啓発を行い、家庭での温暖化防止への取り組みを進めるとともに、引き続きイベント・研修・講座等におきまして、ごみの減量化やリサイクルの啓発推進に努めながら、資源の有効利用と、CO₂の削減など環境負荷の低減に積極的に取り組んでいきます。

また、生活排水対策では、引き続き合併処理浄化槽設置を支援するとともに、環境保全のための水質調査や大気環境調査及び、廃棄物の不法投棄防止のための看板設置や環境パトロールの強化にも努めます。

港湾・海岸整備では、引本港など海岸堤防の老朽化対策と、高浜海岸の浸食や船津川・銚子川の河口閉塞につきまして、関係機関に対応を求めるとともに、長島港では、呼崎名倉海岸の堤防補強の事業促進を図ってまいります。また、樋門扉の自動化につきましては、引本港陸閘が完成し、長島港陸閘では、すでに完成した2基以外の箇所について工事が実施されます。

砂防対策では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定するため、平成22年度より基礎調査が行われておりまして、平成24年度においても三浦地区、東長島地区、相賀地区、島勝浦地区の基礎調査が継続して行われます。

河川対策では、県の河川事業により、海山区では内頭川の樋門、船津川の河床掘削などの整備が引き続き実施され、紀伊長島区の赤羽川では、河川堤防補強のため、漏水対策の設計業務が実施されます。町管理河川の整備は、紀伊長島区では引き続き「準用河川古戸川」の整備を実施し、海山区では、新たに「準用河川小松原谷川」の整備に着手をいたします。

土石流対策の施設整備では、海山区の「上里・火の谷川」「矢口浦・白越谷川」及び「島勝浦・向井谷川」、紀伊長島区の「海野・楠谷川」の砂防堰堤工事が継続して実施されます。また、海山区の「便ノ山・宇山地区」の地すべり対策事業が実施されます。

急傾斜地崩壊対策では、台風12号により一部崩壊した紀伊長島区の西町地区と、松本・新町地区において対策工事が実施されます。

交通・通信体系の道路網整備では、いよいよ本年3月20日に、近畿自動車道・紀勢線の「海山インターチェンジ」と「尾鷲北インターチェンジ」間が開通をいたします。また、平成24年度中には「紀勢・大内山インターチェンジ」と「紀伊長島インターチェンジ」間が開通し、平成25年度中には「紀伊長島インターチェンジ」と「海山インターチェンジ」間が開通する予定となっております。

県の道路事業では、「国道422号・紀伊長島インター線」「矢口浦上里線」及び「長島港古里線」の整備が引き続き実施されます。

町の道路事業では、「過疎対策事業債」を活用して、住民生活に密着した道路の改良や舗装など、必要性や優先度を踏まえつつ整備を進めます。海山区では引き続き「小山山側線」、「本地2号線」の道路整備を行うとともに、新たに「相賀朝日町3号線」、「ニノ場5号線」などの道路整備を行います。紀伊長島区では、引き続き「中田1号線」、「山本5号線」の整備、また新たに「久野線」、「中道2号線」などの道路整備を行います。

水道事業では、人口減少や節水意識の高まり等に伴う水道事業収益の減少による経営の悪

化や老朽施設の更新、大地震対策としての施設の耐震化などの問題に直面しておりますが、平成24年度におきましては、紀伊長島区紅ヶ平浄水場の電気計装設計委託を行い、平成25年度より改修をしていきます。また、現在、本町の水道事業の現状の把握・分析を行い、総合的に問題点を明らかにするとともに課題の抽出を行っているところであり、今後、計画的に施設整備を進めるとともに、長期的な収支バランスの見通しを立て、経営基盤の強化に努めてまいります。

次に、「互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増すなか、少子化対策として「安心して子どもを生子、健やかに育むまちづくり」の基本理念のもと、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進していきます。

このため、地域における子育て支援として、保育所、子育て支援センターはもとより、平成22年度から、町内2箇所に設置された放課後児童クラブなど子育ての福祉サービスに対する支援を引き続き実施いたします。また、乳幼児医療費の無料化につきましては、平成22年度から、入院に限り対象年齢を小学校6年生まで拡大して実施しておりますが、本年9月から名称を「子ども医療費」として、入院だけでなく通院についても無料化を実施し、さらに医療費負担の軽減を図ることで子育て支援の充実に努めます。

高齢者対策では、高齢者の安全や見守り等に資する事業として、緊急通報装置の設置事業、配食サービス事業等を継続するとともに、新たに高齢者の身体の状況が確認できる救急医療情報キットを配布し、安全対策を図ります。さらに、「地域介護予防活動支援事業」による健康保持への活動や、民生委員や地域包括支援センター等の協力を得て、「地域での見守り活動」の推進を図るとともに、介護基盤整備対策として、新たに民間が実施する地域密着型の小規模多機能型居宅介護施設2箇所の整備に対する助成も実施します。

また、バス路線空白地域における高齢者等の移動手手段の確保として、平成23年7月に試行運行を開始した「いこかバス」につきましては、現在、2地域をモデル地区として運行しておりますが、今後、運行時間や運行方法等を検証し改善を行ったうえで、地域をさらに広げ本格運行につなげていきたいと考えております。

障がい者福祉施策では、医療費助成や障害者自立支援法に基づく介護・訓練等給付事業等をはじめ、じん臓機能障害による人工透析など、通院に要する経済的負担を軽減するための助成についても、引き続き実施をいたします。また、紀北広域連合の障害者支援施設整備計画に基づく紀北作業所等の改修整備につきましても、平成24年度から着手し積極的に進めて

いきます。

次に、町民の皆さまの健康づくり事業につきましては、平成21年度に立ち上げた「紀北町民ウォーキングの会」を中心として、さらなる会員登録を促すとともに、平成23年度からは毎月第3日曜日をウォーキングの日と定め、ウォーキングの推進に努めております。今後もウォーキング教室等のイベントを開催するなど、ウォーキングの定着と、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」も、いろいろな機会をとらえて周知・活用を図り、より多くの住民が健康づくりに取り組んでもらえるよう働きかけていきます。

予防接種・がん検診事業につきましても、引き続き力を入れていきます。予防接種事業では従来の接種事業に加え、平成24年度から新たに高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の一部助成も実施します。また、各種がん検診事業では、子宮がん検診、乳がん検診の毎年受診、「働く世代への大腸がん検診事業」や、「女性特有のがん検診事業」について休日実施を引き続き実施するなど、受診率の向上に努めます。

国民健康保険事業では、高騰を続ける医療費抑制対策として、平成24年度を「医療費適正化強化年」と位置付け、昨年度に引き続き脳ドック検診を実施するとともに、特定健康診査につきましては、特定健康診査等実施計画に定めた目標受診率65%の達成に向け、平成24年度は受診料を無料にして受診率の向上を図ります。また、東紀州地域の自殺率が高いという現状をふまえ、引き続き防止のための啓発事業を実施します。

さらに、支え合いの観点から、「人権が尊重される紀北町をつくる条例」の制定と、男女共同参画基本計画の策定を行います。一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、男女がともに家庭、職場、地域など多くの分野で力を発揮し、平等に活躍できる社会の構築をめざします。

次に、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」についてであります。農業振興施策では、県営中山間総合整備事業を中心に農用地内を対象に、農業生産基盤として農業用水路や揚水機の改修を行うとともに、安定的な利水ができるよう施設の維持管理に努めます。

また、農地制度実施円滑化事業・土地改良施設維持管理適正化事業・農地防災事業・緊急雇用創出事業等により、農業施設の維持管理に努めるとともに、生産農家における農地の利用状況、耕作状況を把握し、その対策を検討していきます。

有害鳥獣対策では、猟友会と連携を図り、増加の傾向にあるサル・イノシシ・シカ等の獣害被害に対し適切な駆除に努めます。また、獣害防止用のために設置する電気柵等の資材費

用を助成するとともに、今後も自治会や関係団体等と密接に連携しつつ、鳥獣害防止総合対策事業を推進し被害の軽減に努めます。

林業振興施策では、林道安全対策管理助成事業・森林整備地域活動支援交付金事業・森林環境創造事業・造林事業などにより適正な森林の管理を促進し、持続的な生産のための「生産林」とCO₂の吸収による地球環境の保全など、森林の有する多面的機能を重視した「環境林」の公益的機能の向上を図ります。

また、昨年、東京都港区と低炭素社会の実現を目的に、山林がある自治体が協力して国産材の活用を進める協定を締結しており、町産材が港区で情報発信され活用されることで、林業の活性化につながるよう努めるとともに、地域産材の利用拡大を図るため、従来の木造住宅新築促進事業奨励金をより充実させ、新たに紀北町木造住宅建築促進事業補助金を創設します。地域産材を利用して町内に住宅を建てた方を対象に助成するものであり、これにより、さらなる林業振興と地域経済の活性化に努めていきます。

水産業振興施策では、種苗の放流や藻場等の調査、漁業近代化利子補給事業、漁協合併に伴う支援、外国人漁業研修生受入対策事業、漁業担い手対策事業、漁港の維持管理事業などを実施し、漁業生産基盤の整備及び水産資源の増殖に努めることにより、水産業の振興を図ってまいります。

商工振興施策では、紀北町商工会との連携を強化し、引き続き中小企業指導育成事業による支援を行うとともに、恒例となっている「年末きいながしま港市」への支援、一次産品を含めた町内産品などのブランド化等を進め地場産業の育成を図ってまいります。

一方で、雇用情勢は引き続き大変厳しい状況にあります。平成21年度から継続していた、ふるさと雇用再生特別交付金事業は平成23年度をもって終了しますが、緊急雇用創出臨時交付金を引き続き活用し、14名の雇用を創出するなど雇用情勢の改善にも努めます。

観光振興施策では、高速道路の延伸が間近に迫る中、いかに紀北町に立ち寄ってもらうか、また、目的地としてもらうか、そのための仕掛けづくりを早急に進める必要があります。

これまで紀北町観光協会に委託して実施してきた、ふるさと雇用再生特別基金事業は終了いたしますが、今後の観光施策の重要性に鑑み、町単独事業として引き続き紀北町観光協会に委託して観光推進を図ります。委託内容としては、スポーツ合宿の受け入れ、きほく倶楽部の会員の増強、きほくラブめし決定戦の開催、観光ツアーの受け入れ、新たな観光商品の開発、メディアへのPR活動などありますが、これまで以上に町、観光協会が協働しながら観光振興、とりわけ誘客に積極的に取り組んでまいります。FMラジオ番組PR事業につ

きましても、時間を短縮した形で継続し、さらに紀北町の魅力の発信に努めます。

また、昨年8月に三重県が観光営業拠点事業として立ち上げた「三重の観光営業拠点運営協議会」に本年4月から本町も参加することとしております。この組織は、県、市町、県観光連盟などが協働して観光客誘致と消費の拡大を図ることを目的に、名古屋市での観光と物産の情報発信に加え、地域企画型旅行商品の造成、セールス、おもてなし・サービスの向上、首都圏におけるトライアルショップ事業などを行っております。本町もこの組織に参加することにより、さらなる誘客の拡大を図っていきます。

「紀伊長島インターチェンジ」と「海山インターチェンジ」間に計画される三浦道路休憩施設につきましても、防災対策上はもとより、地域の情報発信や産業振興の上からも重要な施設として期待されるものであります。引き続き関係機関と連携のもと防災、物産販売、情報発信等に対応した施設の整備について具体的な検討を進めます。

また、平成25年の春、都市緑化意識の高揚を図ること等を目的とする第24回全国「みどりの愛護」のつどいが、紀北町内の熊野灘臨海公園で開催されることになりました。たいへん光栄なことであります。例年、皇室からのご臨席を賜り開催される大規模な行事であり、国・県とともに開催準備を進め、紀北町を発信していきたいと考えております。

次に、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」についてであります。

学校教育では、基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりの推進や、子どもたちにとって安全・安心な学校施設の整備等、総合的な教育環境の向上をめざします。

懸案でありました学校施設の耐震化につきましては、「紀北町学校施設耐震整備計画」に基づき、順次進めてきており、現在改築中の紀北中学校が平成24年6月末に完成する予定であります。これにより、すべての学校施設の耐震化が完了いたします。

また、各小中学校において老朽化した遊具の修繕等、適切な学校施設の修繕整備を実施するとともに、すべての児童・生徒それぞれに、個人の尊厳が重んじられ、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に学び、お互いに尊重しあう感性を育むために同じ教室で教育を受けることができるよう、介助教員の増員、配置を引き続き行うなど、総合的な環境整備に努めます。

生涯学習施策では、平成23年度から進めております図書システムが平成24年度に完成します。各館の蔵書をデータ化することによりまして、町内3館の図書がインターネットを通して各家庭からでも検索ができ、また県立図書館のシステムと町のシステムを接続することに

より、相互の検索や貸し借りも館内のタッチパネルで簡単にできることとなります。利用者の利便性の向上とともに、さらに蔵書数も増やすなど図書館機能の充実を図ります。

スポーツは、健康づくりや体力向上のみならず、仲間づくりや生きがいづくりなど、地域づくりにおいて重要な役割を果たすものであることから、スポーツ振興、スポーツ交流について総合的な推進を図っていきます。

平成24年度は、本庁舎移転とともに隣接する体育館の改修や多目的グラウンド等の生涯学習施設整備を予定しており、県営・熊野灘臨海公園事業による海山区・大白公園の多目的広場も完成に向け整備が進められています。既存の町内体育施設と合わせて活用を図ることにより、さらにスポーツ交流事業に力を入れ、引き続き町外のチームを招いて開催される交流大会経費の一部を助成するなど、県内外からの団体やチームの受け入れを進めながら、スポーツ振興による町の活性化をめざします。

また、総合型スポーツクラブ事業では、誰でも参加できるスポーツクラブとして平成23年2月から「紀北健康スポーツクラブ」を設立し、エアロビクス、子ども水泳教室、陸上教室、グラウンドゴルフなど多くの参加者を得ております。特にグラウンドゴルフは高齢者のみならず幅広い年齢層に対応できるスポーツとして、より多くの町民が参加できるよう積極的に推進していきます。

次に、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」についてであります。

国におきましては、平成24年度から26年度を対象とする中期財政フレームを閣議決定し、国債発行額の抑制、税制改革とともに、徹底した歳出抑制により財政健全化に向けた取組みを進めることを打ち出しており、今後の地方財政への影響について注視していかなければなりません。

特に、本町におきましては、合併後の普通交付税の算定替による加算が、平成28年度から段階的に縮減されていくことから、それを想定した行財政運営を図っていく必要があります。

このため、事務事業の見直し等、徹底した行政経費の節減はもとより、基金の造成、起債の計画的な抑制など、引き続き行財政改革を推進し、将来にわたり持続可能な財政の健全化に努めます。

最後に、産廃訴訟に係る損害賠償請求事件についてであります。本件は、紀北町にとりまして最重要課題の1つであり、解決しなければならない問題であると認識をいたしております。平成20年1月17日に原告より国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を津地裁に提起されてから4年が経過し、いよいよ最終段階を迎えようとしております。

平成24年度中には津地裁において判決があるものと思われまので、引き続き、訴訟代理人である弁護士の方々とも十分協議を重ねながら、勝訴に向けて最善を尽くしていきたいと考えております。

以上、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づき、主な施策について申し上げました。本庁舎の移転、近畿自動車道紀勢線の延伸など、紀北町は、今後、様々な環境変化にさらされることとなります。私は、この重要な時期に町政運営を担うものとして、町民の皆様への責任、将来世代への責任を強く自覚しながら、紀北町が明るく元気で希望の持てる町であり続けることができるよう、国や県への働きかけも含め、着実かつ積極的に取り組んでいきたいと考えております。

常に町民の皆さまの視点に立ち、町民の皆さまの声と願いを行政に反映させていく所存でありますので、今後とも、議員の皆さまのご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。まして、私の所信の表明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

平野倅規議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

日程第6

平野倅規議長

日程第6 諮問第1号については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日本議会定例会に上程いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の紀伊長島区東長島 272番地1、高須幹生氏が、本年6月30日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成21年7月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、教育関係に精通し、人権について理解と熱意をもって積極的な活動を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく意見を求めるものであります。

人事案件は以上1件であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

平野倅規議長

諮問案件に対して、議会としての答申をまとめるため、ここで10時35分まで暫時休憩とします。

(午前 10時 24分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 35分)

平野倅規議長

これより、討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第7～日程第34

平野倅規議長

お諮りします。

日程第7 議案第1号から、日程第34 議案第28号までの28件の議案については、提案者

から提案理由の説明を求めため、一括して説明を求めことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、議案28件については一括して提案理由並びに内容説明を求めことに決定しました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきましてありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてのご説明を申し上げます。

議案第1号 人権が尊重される紀北町をつくる条例であります。世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、人権が尊重される明るく住みよい町の実現を図ることを目的に、本条例を制定しようとするものであり、議会の議決を求めます。

議案第2号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例であります。赤羽出張所を紀北町立老人ホーム赤羽寮内に指定替えをするほか、三野瀬出張所の位置表記を訂正する必要がある、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めます。

議案第3号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例であります。赤羽出張所の指定替えにともない赤羽出張所掲示場の名称を変更することのほか、三野瀬出張所掲示場の表記等を訂正する必要がある、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めます。

議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例であります。志子奥集会所を新たに建設したことのほか、出垣内集会所の位置表記を訂正する必要がある、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めます。

議案第5号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴う高齢者層の職員の経過措置額を廃止することによる月例給の引下げ及び若年層の昇給回復等の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めます。

議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。たばこ税の税率、個人住

民税の均等割税率ほか所要の改正をすることから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります、小学生の医療費の助成対象を本年9月から拡大することにより、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例であります、条例中に引用する介護保険法が改正され条項番号が改められたことから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります、国民健康保険料等の賦課限度額の引き上げ等を行うことから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります、入居者の資格、入居の申し込み及び決定に関する手続き等について、本条例中に定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例であります、志子奥教育集会所の老朽化にともない施設を廃止することから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例であります、公民館運営審議会委員の委嘱に関する手続き等について、本条例中に定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町集会所の指定管理者の指定についてであります、集会所の施設を管理する者について、紀北町海山区相賀 495番地8、紀北町自治会連合会 会長 松永昭生を指定管理者としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてであります、紀北町森林公園オートキャンプ場の施設を管理する者について、紀北町海山区船津1548番地1、特定非営利活動法人ふるさと企画舎 理事長 田上至を指定管理者としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 三重紀北消防組規約の変更に関する協議についてであります、消防救急デジタル無線の一元的な整備及び管理に関する事務について、三重県市町総合事務組合（現三重県自治会館組合）で共同処理することに伴い、三重紀北消防組規約の変更について協

議があったので、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてであります。三重県自治会館組合の名称変更、共同処理する事務の変更に伴い、同組合から規約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議についてであります。三重県市町職員退職手当組合を解散することに伴い、同組合から解散について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。三重県市町職員退職手当組合解散に伴い、財産処分をすることについて、同組合から協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,667万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ100億8,707万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,306万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,067万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,555万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ421万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,598万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入及び支出につきまして、収益的収入の水道事業収益を1,287万4,000円減額し、総額を3億9,039万6,000円に、収益的支出の水道事業費用を662万1,000円増額し、総額を3億8,792万6,000円にしようとするものであります。

資本的収入につきましては、収入の資本的収入を120万円増額し、総額を1億1,909万9,000円にしようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 平成24年度紀北町一般会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ

れ101億2,518万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

予算総額は、前年に比べ8.9%の伸びとなっております。財政の厳しい中ではありますが、国・県の補助金・交付金をはじめ過疎対策事業債、合併特例事業債等、有利な起債の活用を図るとともに、財政調整基金等の繰り入れにより対応しております。

主な事業といたしましては、本庁舎移転推進事業7億258万3,000円、一般廃棄物施設ストックヤード建設事業1億5,610万1,000円、海岸保全施設整備事業2億5,291万6,000円、熊野灘レク都市大白公園多目的広場整備事業2億円に対する県営公園事業負担金2,000万円、地震津波災害避難路等整備事業7,135万6,000円、紀北中学校改築事業5億1,134万7,000円、生涯学習施設整備事業6,335万7,000円となっております。

議案第25号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ28億3,410万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

予算総額は、医療費の伸び等により前年に比べ6.8%の増となっております。

議案第26号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ5億1,494万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

予算総額は、医療費の伸び等により前年に比べ約6.5%の増となっております。

議案第27号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ1億7,386万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

予算総額は、工事請負費等の減少により前年に比べ10.8%の減となっております。

議案第28号 平成24年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益で3億8,917万円、支出では水道事業費用で3億7,798万9,000円であります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入で1億8,304万7,000円、支出では資本的支出で4億5,114万9,000円であり、議会の議決を求めるものであります。

以上、28件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

平野倅規議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第1号と議案第2号の2件についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 人権が尊重される紀北町をつくる条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号 人権が尊重される紀北町をつくる条例

人権が尊重される紀北町をつくる条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、本条例を制定し、人権施策を一層推進することにより、すべての人びとの人権が尊重される明るく住みよい紀北町をつくるためであります。

4ページをご覧ください。

まず、前文につきましては、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、人権が尊重される紀北町をつくるため、この条例を制定すると本条例の制定意義を記載しております。

第1条は、先ほど提案理由で申し上げました人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図るとするのが目的でございます。

第2条では、人権施策を推進すると町の責務を。

第3条では、人権を侵害してはならないことと、人権施策に協力することを町民の責務として定めております。

第4条では、人権教育と啓発活動を充実し、人権を尊重する環境づくりに努めることを定めております。

第5条では、人権施策を推進するため、基本方針を策定することを定め。

第6条では、基本方針や人権施策を調査審議するため、人権施策審議会を町長の諮問に依り設置するとすることを定め。

5ページになりますが、附則では、公布の日から施行するという事としております。

議案第1号 人権が尊重される紀北町をつくる条例につきましては、以上でございます。

工門利弘住民課長

続きまして、議案第2号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例

紀北町総合支所条例（平成17年紀北町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

赤羽出張所を紀北町立老人ホーム赤羽寮内に指定替えするほか、三野瀬出張所の位置表記を訂正する必要があり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。右が旧、左が新でございます。

第3条の表の中で、紀北町三野瀬出張所につきましては、位置が紀伊長島区三浦 219番地1となっておりましたが、現在、三浦公民館で事務を執り扱っており、三浦 364番地2に訂正する必要がありますので、改正させていただくものであります。

赤羽出張所につきましては、現在、赤羽公民館を使用して事務を執り行っておりますが、効率の良い組織の構築や、施設の活用を図りながら、住民サービスを向上させていくとの考えのもと、地元の皆様のご理解、ご協力により、本年4月1日から赤羽出張所を、紀北町老人ホーム赤羽寮に移転しようとするものであり、条例の位置を改正させていただくものであります。

以上で、議案第2号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

次に、議案第3号についての内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場幹総務課長

それでは、紀北町公告式条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第3号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例

紀北町公告式条例（平成17年紀北町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

赤羽出張所が紀北町立老人ホーム赤羽寮内に指定替えされることのほか、三野瀬出張所の表記を訂正する必要があるため、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

10ページをお願いいたします。10ページは改正文であります。

改正内容につきましては、11ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の右が旧条例、左が新条例でございます。また、下線部につきましては、今回改正しようとするものでございます。

条例の公布を掲示する掲示場所について、所在及び名称を変更するものであり、別表第2条関係の改正を行うものであります。まず三浦地区にあります掲示板につきましては、現在、紀北町紀伊長島区三浦 219番地、三野瀬出張所掲示場となっておりますが、正式な番地は、紀北町紀伊長島区三浦 219番地 1 であること、掲示場のある場所は、以前の三野瀬出張所の前であることから、名称を旧三野瀬出張所掲示場とするものであります。

また、赤羽出張所が紀北町立老人ホーム赤羽寮内に指定されることから、掲示板設置の名称を赤羽出張所掲示場から赤羽公民館掲示場に変更するものであります。

なお、いずれの掲示場の設置場所に変更はございません。以上でございます。

平野倅規議長

次に、議案第4号についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

それでは、議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地域の振興、地域住民の交流促進、連帯意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、紀伊長島区における志子奥集会所を新たに建設したことのほか、出垣内集会所の位置表記を訂正する必要があり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。本条例第2条関係の別表1でございますが、紀北町出垣内集会所の位置が、紀伊長島区长島144番地1となっておりましたが、土地が分筆されたことにより、同区长島144番地5に訂正する必要が生じたので、修正させていただくものであります。

また、紀北町志子奥集会所は、昭和52年に建設された志子奥教育集会所の老朽化により、本年度新たに集会所として建設したもので、4月1日から供用開始を予定しており、別表第1の紀北町大原集会所の次に、名称が志子奥集会所、位置が紀北町紀伊長島区島原620番地3を追加するものであります。

以上で、議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。
ご審議よろしく申し上げます。

平野倅規議長

次に、議案第5号についての内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場幹総務課長

それでは、紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第5号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年紀北町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告に伴い、総務省から地方公務員の給与については、地方公務員の趣旨に沿って適切な措置を講ずることと通知されたことを受け、平成23年12月から一般職の給与の引下げ

を実施したところでありますが、依然として高齢層の職員の給与水準が高いことから月例給を引下げ、若年・中堅層の職員が過去に抑制されてきた昇給を回復させるにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正は、昨年9月30日の人事院勧告に伴い、本町の一般職の職員の給与について、昨年12月の月例給の引下げに加え、高齢層の職員の経過措置額を本年4月から引下げ、平成25年3月31日で廃止するとともに、これまで抑制されていた若年層等の昇給を回復するものであります。

16ページから17ページは改正文であります。改正内容につきましては、18ページから20ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また、下線部は今回改正しようとする部分でございまして、附則の改正となります。

まず、18ページの号給の切り替えに伴う経過措置第7項では、平成18年の本条例改正においては、経過措置の期間が明記されていませんでしたが、今回、経過措置の期間を平成25年3月31日までとし、それまでの間は給料月額に差額の半分を減じた額、差額が2万円以上の場合は1万円を減じた額を給料として支給することとしております。

少し詳細に申し上げますと、給与構造改革の一環として平成18年4月1日から適用されました給料表による給料月額が、それまで受けていた給料の月額に達しない職員につきましては、現在、経過措置として差額の一部が支給されておりますが、本年度においては経過措置額の半分1万円を限度として減額し、平成25年4月からはその経過措置を廃止することというふうになっております。

附則の第1項では、平成24年4月1日から施行することとし、第2項におきましては、平成19年、平成20年及び平成21年の1月1日に昇給抑制を受けた職員で、平成24年4月1日において、36歳以上42歳未満の職員につきましては1号級、36歳未満の職員につきましては2号給昇給させることとしております。

附則第3項では、平成25年4月1日において、改正後の経過措置額を考慮いたしまして、規則で定める年齢に達しない者は1号給昇給させることとしております。

第4項では、前2項に該当する平成24年及び25年の4月1日に昇給した職員の育児短時間勤務中の給料月額は、短時間勤務時間を正規の勤務時間で除した割合分とすること。

第5項では、育児短時間勤務の承認が失効したが、やむを得ない事情で引き続き育児短時間勤務を行う場合、その勤務をしている者も第4項に準じて給料月額を決定すること。

第6項では、育児短時間勤務を行う職員を補うために採用された短時間勤務職員の給料月

額は、短時間勤務時間を正規の勤務時間で除した割合とすることとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第6号についての内容説明を求めます。

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いします。

議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関する地方税の臨時特例に関する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

条例の主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

24ページをお願いします。第95条 たばこ税の税率の改正は、町たばこ税の税率を平成25年4月1日以降に売り渡しが行われた製造たばこから、1,000本につき644円を引き上げるものです。それにより町たばこ税の税率は1,000本につき4,618円から5,262円になります。今回の改正は、町たばこ税の税率を644円引き上げ、県たばこ税の税率を644円引き下げるものです。

続きまして、附則の改正をご説明申し上げます。第9条の削除は、退職所得の特例措置が廃止されたことによる削除でございます。

25ページをお願いします。第16条の2 たばこ税の税率の特例の改正は、旧3級品の紙巻きたばこの税率を1,000本につき305円引き下げ2,495円とするもので、第95条と同様、県たばこ税の税率が305円引き下げられます。

第22条 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正は、東日本大震災により住宅家財などに生じた損失について、平成22年の損失金として所得控除できる特例と、平成24年度以

後も損失がある場合の控除の特例や、配偶者等の災害による損失金の控除の特例を改めるものです。

26ページをお願いします。

第24条 個人の町民税の税率の特例等につきましては、地方公共団体が行う防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年までに限り、個人の町民税の均等割の税率 3,000円に 500円を加算して、3,500円とする附則を新たに加えるものです。

附則の第1条で施行期日を、第2条と第3条では経過措置を定めています。

以上が、議案第6号の提案説明であります。よろしくをお願いします。

平野倅規議長

次に、議案第7号についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

それでは、議案第7号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の27ページをご覧ください。

議案第7号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

子育て支援の一環として、小学生の医療費の助成対象を拡大するにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

現行の乳幼児医療費助成につきましては、小学校に上がる前までの乳幼児の入院通院と、小学生の入院のみを全額助成しておりますが、本年9月診療分から小学生の通院についても助成対象とし、乳幼児と小学生のそれぞれに分けていた定義を、子どもに統一するものでございます。したがって、本年9月以降の名称も子ども医療費となるものであります。

それでは、条例改正につきまして新旧対照表でご説明申し上げます。

29ページをご覧ください。第1条では、乳幼児及び小学生となっておりますのを、子ども

もに改めるものであります。

第2条の定義では、第5項と第6項でそれぞれ乳幼児と小学生に分けて規定しておりましたが、新しく第5項で子どもに統一し、これまでの第7項から11項までを1項ずつ繰り上げるとともに、第10項中、乳幼児を子どもに改めるものであります。

なお、この繰り上げによりまして、議案書30ページの第3条第3号中で定める項番号も改めるものであります。

第5条第4号では、助成対象としないものとして、これまで小学生の入院以外の医療費としておりましたが、これを削除するものでございます。

第12条では、不正利得の場合の返還を定めておりましたが、受給者や保護者等が高額介護合算療養費の支給を受けた際は、すでに助成した範囲内において返還を求めることができるとした2項を追加し、同時に見出しも福祉医療費の返還に改めるものであります。

附則でございますが、この条例は平成24年9月1日から施行するというものであります。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第8号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

議案第8号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。

議案第8号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例

紀北町立老人ホーム赤羽寮条例（平成17年紀北町条例第84号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正され、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

新旧対照表の33ページをご覧ください。

第3条第3号中、介護保険法第8条第24項を、第8条第26項に改めるものでございます。介護保険サービスの基盤強化のための介護保険法が改正され、条項番号が改められたもので

ございます。よろしくご審議をお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第9号についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

それでは、議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の34ページをご覧ください。

議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の制定等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の36ページをご覧ください。

第22条第1項では、一般被保険者及び退職被保険者の保険料の基礎賦課限度額を、50万円から51万円に改めるものであります。これは政令の一部改正が平成23年3月25日付で行われたことに伴いまして改正するものであります。

これと同様に、第22条の12では、後期高齢者支援金等賦課限度額について、13万円から14万円に、第28条では、介護納付金賦課限度額について、10万円から12万円に改めるものであります。

第34条第1項は、一般被保険者及び退職被保険者の保険料の減額を定めるものでありますが、基礎賦課限度額を改めたことに合わせて改正するものであります。

同条第5項及び第6項につきましては、基礎賦課額を後期高齢者支援金等賦課額、それから介護納付金賦課額に読み替えるものでありますが、それぞれの金額を今回改正された額に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を平成24年4月1日に、第2項では保険料の賦課限度額の改正は、平成24年度から適用し、平成23年度分までの保険料については、これまでどおりと

することを定めるものであります。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第10号についての内容説明を求めます。

上村建設課長。

上村康二建設課長

議案第10号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書38ページをお願いいたします。

議案第10号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第 134号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

今回の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年 5 月 2 日に公布され、本年 4 月 1 日に施行されることとなります。このことから、公営住宅法の一部が改正され、入居資格の同居親族要件が廃止されることに伴い、紀北町営住宅条例を一部改正し、今回、公営住宅法で廃止された部分等について、町条例で規定し、これまでどおり入居者資格をするための改正でございます。

39ページから41ページまでは改正文でございます。詳細につきましては、42ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

右が旧条例、左が新条例でございます。

42ページの第 6 条は、入居者の資格を規定したもので、これまで入居することができる者は、1号から6号に規定する要件を満たす者でなければならないとしており、公営住宅法施行令で定める老人、身体障害者等にあつては、2号から6号まで、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等にあつては、5号及び6号の要件が必要との規定でございました。今回の改正で、第 6 条では入居することができる者は、次の 1 号から 6 号の要件を満た

す者でなければならないとし、第2項において、60歳以上の者、障害者基本法に規定する身体の不自由な方、その他戦傷病者特別援護法により認定を受けている方などについて、詳細に規定をしております。

44ページの3項では、第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法に規定する被災者にあつては、第1項の5号及び6号に掲げる条件を具備している方でなければならないと規定をしております。

第7条は、入居者資格の特例の規定で、これまで第6条の一部を第6条の2項とし、第1号から第8号において、入居者の資格を詳細に規定していたため、これまで第7条の規定で第6条を引用しておりましたが、第6条の項が追加されましたので、引用する項番号を改正をしております。

第8条は、入居者の申し込み及び決定の規定で、第2項の次に2項を加えるもので、第3項では、第6条第2項ただし書きに規定する常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができない方などに対しては、町長は職員が面接をして調査させ、また第4項では他市町村に意見を求め、ただし書きに該当するかどうか、判断することができることを規定をしております。

45ページをお願いいたします。

第9条は、入居者の選考の規定で、これまで第7項の規定で第8条を引用しておりましたが、第8条の項番号が追加されましたので、引用する項番号を改正をしております。

第27条、第43条、第44条も同様に、第6条、第8条を引用しておりましたので、それぞれ項番号が追加されたので、引用する項番号を改正をしております。

附則につきましては、制定附則第5項を追加するもので、平成17年12月2日公布の公営住宅法施行令の一部を改正する政令附則第2条の規定によりまして、施行日、平成18年4月1日前に50歳以上である方の入居資格について、従前の例によるとされていることから、経過措置の適用者がなくなる平成28年3月31日までの間における経過措置を規定したものであります。今回の改正、条例の附則第1項では、施行期日を平成24年4月1日から施行することとし、第2項において経過措置として、現に町営住宅に入居している方について、改正後の規定により入居を認めたものとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第11号と第12号の2件についての内容説明を求めます。

村島生涯学習課長。

村島成幸生涯学習課長

よろしくお願ひいたします。

議案第11号を説明させていただきます。議案書の47ページをお願ひいたします。

紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

紀北町立教育集会所条例（平成17年紀北町条例第 164号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立志子奥教育集会所の老朽化に伴い、志子奥集会所が新たに建設されたことにより、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

少し志子奥教育集会所の経過を説明させていただきます。志子奥教育集会所は昭和53年 2 月に完成し、43年を経過しております。鉄骨造り 2 階建て、面積は 195平方メートルございました。今まで教育集会所として活用されてきましたが、老朽化が著しく修繕を繰り返しながら管理してきましたが、傷みはいたるところに発生しており、外部階段などは腐食により修繕ができないのが現状でありました。このたび新たに志子奥集会所が建設されましたので、本条例を改正するものであります。

改正は49ページ、新旧対照表で説明いたします。

別表（第 2 条関係）からですね、紀北町立志子奥教育集会所の項を削る。

附則といたしまして、この条例は平成24年 4 月 1 日から施行するでございます。

村島成幸生涯学習課長

続きまして、議案第12号を説明させていただきます。

50ページをお願ひいたします。

議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例

紀北町立公民館条例（平成17年紀北町条例第 166号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため

でございます。

少し説明をさせていただきます。社会教育法第30条第1項に、公民館運営審議会の委員の委嘱にあたっての基準がありましたが、法律の改正により、その基準が削除され、これを市町村の条例に規定し、地域の実情に応じて幅広い分野の方を公民館運営審議会の委員として、選出されるよう文部科学省令で規定されたためでございます。

議案書の52ページ、新旧対照表をご覧ください。

第5条の見出し中、委員の定数及び任期を削り、同条第1項中、審議会の次に（以下「審議会」という。）を加え、同条中、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中、公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）を委員に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

第2項 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから紀北町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。第1号 学校教育及び社会教育の関係者、第2号 家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号 学識経験のある者、第6条第2項中、紀北町教育委員会（以下「教育委員会」という。）を教育委員会に改める。

附則、施行期日、第1項、この条例は平成24年4月1日から施行する。経過措置ですが、第2項、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の紀北町公民館条例第5条の規定により委嘱されている公民館運営審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は改正後の紀北町公民館条例第5条の規定により、委嘱された公民館運営審議会の委員とみなす。以上でございます。よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第13号についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

それでは、議案第13号 紀北町集会所の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の53ページをご覧ください。

議案第13号 紀北町集会所の指定管理者の指定について

紀北町集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

記

1. 施設の名称 紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）別表第1号に規定する集

会所

2. 指定管理者 所在地 紀北町海山区相賀 495番地 8

名 称 紀北町自治会連合会

代表者 会長 松永 昭生

3. 指定の期間 平成24年 4 月 1 日から

平成29年 3 月31日まで

平成24年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町集会所は、紀北町集会所条例附則第 2 号の経過措置に基づき従前の例により管理してきたところであるが、平成24年 4 月 1 日以降の管理について、同条例本則による管理に変更するにあたり、地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正により設けられた制度であり、3年以内に移行することが定められ、紀北町においても平成18年に集会所条例を同制度に対応したものに改正いたしました。しかし、現行のままの利用方法が地元自治会等の皆様に定着していることから、同条例附則第 2 項の指定管理者制度を導入するまでは従前の例によるという、その規定を適用し、現在に至っております。しかし、いつまでも附則の適用としているのは相応しくないこと、また、現行の町直営のまま利用料金を町の収入としていないのは会計上も問題があること等から、町民の皆様にはできる限り現在の利用方法を維持するということを前提に、そのあり方について検討してまいりましたが、条例どおり指定管理者制度を導入することが最良との結論に達しました。

また、選定にあたっては集会所の性格、規模、機能等を考慮し、集会所設置の目的を達成するには、指定管理者を紀北町自治会連合会とするのが効果的、かつ効率的との判断から、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、第 5 条により選定し、地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき議決を賜りたく、今定例会に上程させていただきました。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

それでは、議案第14号について、ご説明申し上げます。

議案書の54ページをご覧ください。

議案第14号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

記

1. 施設の名称 紀北町森林公園オートキャンプ場
2. 指定管理者 所在地 紀北町海山区船津1548番地 1
名 称 特定非営利活動法人ふるさと企画舎
代表者 理事長 田上 至
3. 指定の期間 平成24年4月1日から
平成27年3月31日まで

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成24年3月31日をもって紀北町森林公園オートキャンプ場の現指定管理者の指定期間が満了となることに伴い、4月1日以降の指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためというところでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

平野倅規議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

議案第15号の内容について、ご説明いたします。

55ページをご覧ください。

議案第15号 三重紀北消防組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重紀北消防組合同規約（昭和46年三重県指令尾鷲総第1号）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月2日提出

提案理由

三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画により、消防救急無線の一元的な整備及び管理を「三重県市町総合事務組合（三重県自治会館組合から名称変更）」に新たな事務として加えることに伴い、三重紀北消防組規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためでございます。

まず冒頭に、消防救急無線の現状について、ご説明をいたします。現在、消防救急業務の無線はアナログ方式を採用しております。共通波と呼ばれる全国及び県内において共通して使用する周波数と、活動波と呼ばれる各消防組合の管轄において使用する周波数によるものを使用しております。アナログ方式による無線は大規模災害、特殊災害への備えや救急活動件数の増大から、消防救急業務に割り当てられている無線の電波の数が不足しているなどの実態があり、秘話性、大量データの伝送など、新たな電波の割り当ては困難な状況にあります。この通信ニーズを実現するために、デジタル方式への活用が不可欠であるとされ、電波法の改正により、平成28年5月31日までにアナログ方式からデジタル方式に移行する整備が必要となっております。

また、総務省消防庁より消防救急デジタル無線の整備にあたっては、多額の費用が見込まれることから、個々の組合等で個別に整備するよりは、県内1ブロックで全体的に整備をすれば、経費の削減になるのではないかと指導もあり、実施することになりました。

これらのことを踏まえ、三重県消防無線デジタル広域化整備計画を策定し、共通波については三重県内で全体的に整備し、活動波については県内統一仕様の整備をすることが困難であるため、今後、各消防本部単位で整備することといたしました。このことで現在、三重紀北消防組合は消防無線に関しては、すべての事務について共同処理を行っておりますが、今後は共通波については三重県内で全体的に整備することとなりますので、組合の事務の共同処理から除くために、紀北消防組規約を変更する必要が生じました。

それでは、56ページについては協議書（案）でございます。内容につきましては57ページの新旧対照表でご説明いたします。右が改正前、左が改正後でございます。

現行の第3条は、三重紀北消防組合の共同処理する事務として、消防に関する事務を処理すると規定し、ただし書き以降に、消防団及び消防水利に関する事務は除くものとするとして例外規定を設けております。今回の規約改正につきましては、例外規定として消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線を除く。）の整備及び管理に關す

る事務（三重県の区域を1つの区域として行うものに限る。）を加えるものでございます。

例外規定の内容につきましては、消防救急無線設備における共通波に関する整備及び管理に関する事務が該当するわけございまして、平成24年5月1日から三重県市町総合事務組合（三重県自治会館）からの名称変更に沿って、業務を担っていただくものでございます。

この附則につきましては、平成24年5月1日から施行するというところでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第16号、17号、第18号の3件についての内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場幹総務課長

それでは、議案の16号、17号、18号につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案第16号は、三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてでございます。

議案書の58ページをお願いいたします。

議案第16号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重県自治会館組合の共同処理する事務に「常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務」及び「消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理に関する事務（三重県の区域を1つの区域として行うものに限る。）」を追加すること並びに三重県自治会館組合規約（昭和62年地第885号許可）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三重県自治会館組合の名称を三重県市町総合事務組合に変更すること、共同処理する事務に「常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務」及び「消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理に関する事務（三重県の区域を1つの区域として行うものに限る。）」を加えるとともに、これに伴う共同処理

する事務の変更、組合議会の組織に関する事項の変更並びに平成24年4月30日をもって三重県市町職員退職手当組合が解散するため三重県市町総合事務組合がその事務を承継することについて組合規約を変更する必要性が生じたためでございます。

59ページをご覧ください。59ページは協議書（案）でございます。

三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議書（案）でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重県自治会館組合の共同処理する事務に「常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務」及び「消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理に関する事務（三重県の区域を1つの区域として行うものに限る。）」を追加すること並びに三重県自治会館組合規約（昭和62年地第885号許可）の一部を変更する規約を次のように定めるといふふうに、協議書でございます。

今回の協議内容につきましては、三重県自治会館組合の名称を、三重県市町総合事務組合に変更するとともに、消防救急無線設備の整備及び管理の一部と職員に対する退職手当の支給に関する事務を加えるとともに、三重県市町退職手当組合を解散し、三重県市町総合事務組合がその事務を承継するための協議であります。

59ページから62ページは協議書でございます。改正の内容につきましては、63ページから66ページの規約の新旧対照表でご説明をさせていただきます。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例、下線部は変更部分でございます。

まず、63ページの第1条では、組合の名称を三重県自治会館組合から三重県市町総合事務組合に変更するものであります。

第3条は、組合の共同処理する事務の規定であり、一部省略をしておりますが、1号では会館の設置、管理に関する事務、2号では関係市町の議員及び職員の研修に関する事務、3号では共有デジタル地図の共同化に関する事務、4号では物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査事務となっておりますが、これに加えまして、5号として常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を追加し、6号として消防救急無線設備（三重県の区域を1つの区域として行うものに限る。）及び管理に関する事務を追加いたしております。

なお、各号の事務を共同処理する市町は別表に記載されております。

第5条は、組合の議員の組織及び議員の選挙の方法、組合議会の議員定数を8人から12人とし、1号で規定の市町はこれまでどおり3人、2号で規定する市町村議長は1名から3名

に、3号で規定する町長はこれまでとおり3名、4号で規定する町議会議長は1名から3名にするものでございます。

第7条は、執行期間の組織及び選任の方法の規定であり、組合に管理者及び副管理者を置くとなっておりますが、人員の規定がなかったことから、それぞれ1人を置くこととし、組合議員と兼ねることができないと規定をいたしております。

次に、64ページをお願いいたします。

第10条は、監査委員の規定で、これまで組合議員及び見識を有する者とありましたが、組合議員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者とし、具体的な明記に改正するものでございます。

第11条は、経費の支弁方法の規定で、第1項では略称規定を追加し、第2項につきましては第14条に移動するため、第11条では削除をされております。

第12条及び第13条では、今回、追加された退職手当関係事務に関する規定で、第12条では、退職手当関係市町の負担金を、第13条では脱退による負担金の清算の規定であり、三重県市町退職手当組合が解散し、三重県市町総合事務組合で事務を引き継ぐため、三重県市町退職手当組規約で規定していたものを、本規約に規定するものであります。

第14条は、共同処理する事務に係る負担金の規定で、これまで第11条第2項で規定していたものを条項を移動いたしております。内容は、第3条各号に定める共同処理する事務に応じて条例で定めることと規定をいたしております。

次に、制定附則の2項から4項は、合併等に伴いそれぞれ桑名市、伊勢市、津市に関する退職手当の支給に関する事務のうち、一部の事務について行うことが規定してございます。

別表第2（3条関係）の表は、左が共同処理する事務の表で、右が共同処理する市町村を明記してございます。表の内容は、第3条第1項第1号から3号まで及び第6号については、県内全市町29市町が共同で行うものであり、会館の設置、管理及び処分に関する事務、議員及び職員の共同研修事務、共有デジタル地図の共同化に関する事務、消防救急無線設備のうち、三重県の区域を1区域として行う整備及び管理に関する事務であります。

次に、第3条第1項第4号の規定は、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務について、紀北町を含めた23市町で共同処理するものであります。また、第3条第1項第5号の規定は、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、紀北町を含めた20市町の共同処理を行うものであります。

次に、改正附則の1項では、施行期日を平成24年5月1日からとしております。

第2項では、事務の承継として三重県市町総合事務組合は、平成24年4月30日をもって解散する三重県市町職員退職手当組合事務を継承すること。

第3項では、増加した議員の選挙等について、定数が増加する場合は、選挙は補欠選挙の例により行う。

第4項では、前項の規定により選任された者の任期は、平成25年10月13日までとすること。

第5項では、三重県市町退職手当組合の解散に伴う負担金の取り扱いとして常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理する市町が退職手当組合に納付した負担金額及び退職手当組合が関係市町の職員に支払った退職手当の額は、改正規約第13条に規定する負担金の清算の負担金の額、または退職手当の額とみなすとなっております。

中場幹総務課長

続きまして、議案第17号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について、ご説明をさせていただきます。

議案書の67ページをお願いいたします。

議案第17号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成24年4月30日をもって、三重県市町職員退職手当組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三重県市町総合事務組合（三重県自治会館組合から名称変更）において組織の一体化を図ることから、退職手当の支給に関する事務を三重県市町総合事務組合へ移行し、同事務を共同処理してきた三重県市町職員退職手当組合は平成24年4月30日をもって解散させるためでございます。

68ページは協議書（案）でございます。朗読をさせていただきます。

三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき平成24年4月30日をもって三重県市町退職手当組合を解散する。

以上でございます。

中場幹総務課長

議案第18号、69ページをお願いいたします。

議案第18号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 289条の規定により、三重県市町職員退職手当組合
の解散に伴い別紙のように財産処分することについて、関係地方公共団体と協議するため、
同法第 290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成24年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三重県市町職員退職手当組合の解散に伴い、同組合の財産を処分するためでございます。
70ページをご覧ください。70ページにつきましては、協議書（案）でございます。朗読を
させていただきます。

三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 289条の規定に基づき三重県市町職員退職手当組合
の解散に伴い、次のように財産処分する。

三重県市町職員退職手当組合の全ての財産は、三重県市町総合事務組合（三重県自治会館
組合から名称変更）に帰属させるものとするでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

平野倅規議長

昼食のため、1時まで暫時休憩させていただきます。

（午前 11時 55分）

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

（午後 1時 00分）

平野倅規議長

なお、家崎税務課長から、発言の訂正がありますので、許可いたします。

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例の説明に誤りがあったので、訂正させていただきます。

25ページをお願いします。

附則第16条の2、たばこ税の税率の特例で、旧3級品の紙巻きたばこの税率を1,000本につき305円引き上げて、2,495円とすると説明するところを、引き下げると説明いたしました。正しくは305円引き上げるであります。訂正をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

平野倅規議長

次に、議案第19号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それでは、議案第19号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の内容について、説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

平成23年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,667万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,707万4,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

6ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費であります。

総合住民システム運営事業など合計額3億5,704万4,000円を、平成24年度に繰り越ししようとするものであります。

7ページをご覧ください。第3表 債務負行為補正であります。土地改良施設維持管理適正化拠出金を追加し、漁業近代化資金利子補給契約につきましては、本年度実績がないため廃止し、複写機賃貸借契約は、再契約による単年度リースに変更したため、廃止するものであります。

8ページをご覧ください。第4表 地方債補正であります。過疎対策事業債及び合併特例事業債につきまして、限度額を変更するものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。歳入の主なところを説明させていただきます。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人は487万6,000円の増額、第4項、第1目町たばこ税は2,344万9,000円の増額で、それぞれ税額の決算見込によるものであります。

第2款地方譲与税、第2項、第1目自動車重量譲与税は600万円の減額であります。

12ページをご覧ください。第6款、第1項、第1目地方消費税交付金は2,200万円の増額。

第7款、第1項、第1目自動車取得税交付金は1,100万円の減額で、それぞれ決算見込によるものであります。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第3目衛生使用料は45万6,000円の減額で、一般廃棄物処理施設使用料等の減によるものであります。

13ページをご覧ください。第5目商工使用料は403万6,000円の増額であります。紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の増額によるものであります。第7目教育使用料は98万1,000円の減額で、幼稚園保育料の減額であります。

第2項手数料、第3目衛生手数料は20万6,000円の減額で、家電リサイクル製品運搬手数

料の減額であります。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金は2,131万8,000円の減額で、主に14ページの子ども手当等負担金の減額で、事業費の精算見込みによるものであります。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金は92万7,000円の減額で、市町村合併推進体制整備費補助金の減額で、充当していた水道事業基本計画策定事業の精算見込みによるものであります。

第2目民生費補助金は8,520万円の減額であります。介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金等を県補助金に振り替るものであります。

第4目農林水産業費補助金は1,411万3,000円の増額であります。海岸保全施設整備事業の事業費の増額に伴うものであります。

第6目土木費補助金は61万1,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。

第8目教育費補助金は3,881万2,000円の増額であります。主に15ページ、安全・安心な学校づくり交付金（紀北中学校改築事業分）の増額によるものであります。

第14款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費負担金は40万6,000円の増額であります。第2目民生費負担金は281万8,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。

16ページをご覧ください。第2項県補助金、第1目総務費補助金は2,714万8,000円の増額であります。主に三重縣市町村合併支援交付金2,810万円の増額で、紀北中学校改築事業費に充当しております。そのほかは事業の精算見込みによるものであります。

第2目民生費補助金は9,118万5,000円の増額で、主に介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金等の国庫補助金からの振り替えによる増額であります。そのほかは事業の精算見込みによるものであります。

第4目農林水産業費補助金は1,056万2,000円の増額で、事業費の増に伴う市町営漁港海岸保全事業費補助金の増額によるものであります。

17ページをご覧ください。第6目土木費補助金は252万円の減額で、木造住宅耐震補強事業の精算見込みによるものであります。

第7目消防費補助金は918万6,000円の増額で、主に地域減災力強化推進補助金の増額によるものであります。

第8目教育費補助金は3万9,000円を増額するものであります。

第3項委託金、第1目総務費委託金は78万9,000円の減額で、精算見込み及び交付金の決定に伴う減額であります。第6目土木費委託金は110万5,000円の減額で、事業の精算見込

等によるものであります。

18ページをご覧ください。第15款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金は26万4,000円の増額であります。

第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入は686万円の増額であります。紀北中改築資材用の町有林売払収入及び町有林支障木伐採代金等の増額であります。第2目物品売払収入は119万9,000円の増額であります。

第16款、第1項寄附金、第1目総務費寄附金は35万5,000円の増額で、ふるさと寄附金であります。第4目農林水産業費寄附金は20万円の減額で、事業費の減額に伴うものであります。

19ページをご覧ください。第9目一般寄附金は147万6,000円の増額であります。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第4目福祉事業基金繰入金は80万円の減額、第8目庁舎等改築及び改修基金繰入金は2万5,000円の増額で、それぞれ充当事業費精算見込みによるものであります。

20ページをご覧ください。第2項、第1目特別会計繰入金は396万6,000円を増額するものであります。後期高齢者医療特別会計の平成22年度の療養給付費負担金精算に伴うものであります。

第19款諸収入、第5項雑入、第5目過年度収入は3万2,000円の減額であります。第6目雑入は2,053万6,000円の増額であります。主に三重県市町村職員互助会公益事業等助成金590万円と、21ページの宮川第2発電所周辺整備交付金937万8,000円の増によるものであります。

第20款、第1項町債、第1目総務債は20万円の減額で、庁舎建設事業債の減額であります。第4目農林水産業債は540万円の増額で、海岸保全施設整備事業債の増額であります。第6目土木債は1,300万円の減額で、主に町道船津小笠原2号線道路整備事業債の減額であります。第7目消防債は1,880万円を減額するもので、主に避難路整備事業債の減額であります。第8目教育債は1億6,560万円の減額で、主に中学校施設改築事業債の減額であります。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の主なものについて説明をいたします。23ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目議会費は56万3,000円の減額であります。職員人件費及び政務調査費等の減額であります。

24ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1,337

万円の減額であります。主に総合住民情報システム運営事業費 2,435万 4,000円の減額によるものであります。

第2目文書広報費は 149万 1,000円の減額であります。主に法令例規集管理事業費 101万円の減額によるものであります。

第5目財産管理費は 1億 3,991万 5,000円の増額であります。基金管理事業の積立金等の増額で、財政調整基金、地域づくり事業基金、福祉事業基金、ふるさと応援基金に積み立てるものであります。

第6目企画費は 336万 9,000円の減額であります。事業の精算見込みによるものであります。

25ページをご覧ください。第7目支所及び出張所諸費は13万 1,000円の増額で、赤羽出張所移転にかかる経費の増額であります。

26ページをご覧ください。第2項徴税費、第1目税務総務費は 206万 5,000円の減額で、職員人件費及び電算業務委託料等の減額であります。

27ページをご覧ください。第3項、第1目戸籍住民基本台帳費は 6万 8,000円の減額で、職員人件費の減額であります。

28ページをご覧ください。第5項統計調査費、第2目指定統計費は28万 1,000円の減額で、あります。事業の精算見込による減額でございます。

29ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は 1,456万 9,000円の減額で、主に国民健康保険事業特別会計繰出金の減額であります。

第3目身体障害者福祉費は 496万 6,000円の増額で、障害者介護訓練等給付事業費等の精算見込みによるものであります。

第4目国民年金事務費は 2万 9,000円の減額であります。

30ページをご覧ください。第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は 260万 6,000円の減額であります。それぞれの事業の精算見込みによる減額であります。

第2目養護老人ホーム費は 332万 6,000円の減額で、職員人件費、嘱託職員等賃金の減額等によるものでございます。

31ページをご覧ください。第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は放課後児童クラブ対策事業の財源更正であります。第2目保育所費は 660万円の減額で、事業の精算見込み等によるものでございます。第3目児童措置費は 2,475万 9,000円の減額で、子ども手当等支給事業費の精算見込みによる減額であります。第4目母子福祉費は68万 7,000円の増額で、

一人親家庭医療費助成事業の精算見込みによるものであります。

32ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費は、592万1,000円の減額で職員人件費等の減額であります。地域保健共通事業は財源更正であります。第2目予防費は291万9,000円の増額で、事業費の精算見込みによる増額であります。

33ページをご覧ください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は21万3,000円の減額で、職員人件費の減額であります。第2目塵芥処理費は財源更正であります。第3目し尿処理費につきましても財源更正であります。

34ページをご覧ください。第3項上水道費、第1目上水道施設費は財源更正であります。

35ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費は241万9,000円の減額で、職員人件費の減額等と、そのほかは事業の精算見込みによるものであります。第3目農業振興費は2万9,000円を増額するものであります。

36ページをご覧ください。第2項林業費、第2目林業総務費は290万5,000円の減額で、事業の精算見込み等によるものであります。第3目林業施設費は539万円の増額で、県単林道改良事業費の増額によるものであります。第4目町有林造成費は60万7,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。

37ページをご覧ください。第3項水産業費、第1目水産業総務費は24万6,000円の減額であります。第2目水産業振興費は249万5,000円の減額で、事業の精算見込み等によるものであります。第3目漁港管理事業費は2,963万9,000円の増額で、海岸保全施設整備事業費の増額等によるものであります。漁港管理事業費は財源更正であります。

38ページをご覧ください。第6款、第1項商工費、第1目商工総務費は4万円の減額で、職員人件費の減額であります。第3目観光費は489万円の増額であります。主に紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業費539万7,000円の増額で、指定管理協定に基づく収入増に対する報償費の増額であります。観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業は財源更正であります。

39ページをご覧ください。

第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は46万6,000円の減額であります。職員人件費等の減額と、事業の精算見込みによるものであります。

40ページをご覧ください。第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費は7万8,000円の減額で、職員人件費の減額であります。第2目道路橋りょう維持費は90万円の減額で、

事業の精算見込みによるものであります。第3目道路橋りょう新設改良費は770万円の減額で、町道船津小笠原1号線道路改良事業の用地買収費の減額と、事業の精算見込みによるものであります。

41ページをご覧ください。第3項河川費、第3目砂防費は500万円の減額で、国補急傾斜地崩壊対策事業負担金の負担率の決定に伴う減額であります。

42ページをご覧ください。第4項港湾費、第1目港湾管理費は132万円の減額で、事業費の精算見込みによる減額であります。

43ページをご覧ください。第5項都市計画費、第1目都市計画総務費は3万4,000円の減額で、職員人件費等の減額であります。第2目公園費は財源更正であります。第4目高速道路関連費は50万円を増額するもので、紀勢自動車道海山インターチェンジと尾鷲北インターチェンジ間の開通記念イベント事業負担金の増額によるものであります。

44ページをご覧ください。第6項住宅費、第1目住宅管理費は440万1,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。

45ページをご覧ください。第8款、第1項消防費、第1目常備消防費は124万5,000円の減額で、三重紀北消防組合負担金の精算見込みによる減額であります。第2目非常備消防費は23万7,000円の減額、第3目消防施設費は78万9,000円の減額で、それぞれ事業の精算見込みによるものであります。第4目水防費は20万5,000円を増額で、災害による各排水機場の需用費等の増額によるものであります。第5目災害対策費は1,405万9,000円の減額で、各事業の精算見込みによるものであります。

46ページをご覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は16万9,000円の減額で、職員人件費の減額であります。第4目奨学費は360万円を減額するもので、事業の精算見込みによるものであります。

47ページをご覧ください。第2項小学校費、第1目学校管理費は173万3,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。第2目教育振興費は財源更正であります。

48ページをご覧ください。第1目学校管理費は99万7,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。第3目学校建設費は9,262万4,000円の減額で、紀北中学校改築事業費の精算見込みによる減額であります。

49ページをご覧ください。第4項、第1目幼稚園費は616万5,000円の減額で、職員人件費等の減額であります。

50ページをご覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は634万4,000円の

減額で、主に生涯学習施設整備事業費等の減額によるものであります。第4目文化財調査費は10万7,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の精算見込みによるものであります。文化財保護事業は財源更正であります。

51ページをご覧ください。第6項保健体育費、第2目給食施設費は2万8,000円の減額で、職員人件費の減額であります。

52ページ、53ページは、地方債に関する調書であります。

53ページをご覧ください。合計欄の前年度末現在高は119億8,066万9,000円でありまして、当該年度中の起債見込額は、今回の補正後13億7,300万円、元金の償還額が13億804万7,000円であります。その結果、当該年度末の現在高見込額は119億7,992万2,000円となります。

54ページの給与費明細書をご覧ください。比較の欄、その他の特別職の報酬で101万1,000円の減額は、消防団員の訓練出動報酬等の精算見込みによるものであります。

55ページの一般職員総括の表をご覧ください。比較の欄、給与費計で1,307万4,000円の減額、共済費151万6,000円の減額、合計1,459万円の減額は人事院勧告に伴う給料改定による減額と、職員人件費の精算見込みによるものであります。

以上で、平成23年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第20号、21号の2件についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

それでは、議案第20号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,306万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,067万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金につきましては、3,500万3,000円減額、第2目高額医療費共同事業負担金につきましても197万7,000円減額とするものでありますが、それぞれの医療費に対する国の負担金の額の変更によるものであります。

第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金につきましては46万6,000円増額するものでありますが、特別調整交付金にかかるものであり、国保連合会中央会が進めていた国保総合システムの稼働時期変更による経費が算入されたものであります。

第3目出産育児一時金補助金は4万円減額するものでありますが、国の補助金が決定されたことによるものであります。

第4目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、13万3,000円を新たに計上したものでありますが、70歳から74歳までの方の医療費の自己負担率につきましては、本来、2割とされているところを、現下の社会情勢等から1割のままとする凍結措置がとられており、平成23年度におきましてもその凍結措置が延長されたことに伴いまして、高齢受給者証の更新のための事務経費が交付されることになったものであります。

7ページをご覧ください。第7款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金につきましては197万7,000円減額するものでありますが、高額医療費共同事業拠出金の変更に伴い、県の負担金を算定し直したものであります。

第8款及び第1項が共同事業交付金、第1目が高額医療費共同事業交付金につきましては、790万6,000円を減額するものでありますが、これにつきましても先ほどと同様に高額医療費共同事業拠出金の変更に伴うものであります。

第2目保険財政共同安定化事業交付金は3,923万4,000円減額するものでありますが、保険財政共同安定化事業拠出金の変更に伴うものであります。

8ページの第9款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金につきましては、1万1,000円を増額するものでありますが、財政調整基金利子の決定に伴うものであります。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、1,757万8,000円を減額するものですが、人件費分の精算や出産育児一時金の給付件数の増に伴うもののほか、財政安定化支援事業繰入金の直近の数値見込みにより算定したものであります。

9ページをご覧ください。第12款諸収入、第4項及び第7目が雑入であります。1,003万8,000円を増額するものであります。三重県国保団体連合会から財政調整積立金が返還されるものであります。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は8万円を減額するものですが、職員手当の精算等による職員人件費21万3,000円の減額と、一般事務事業費13万3,000円を増額につきましては、歳入のところでも申し上げましたが、70歳から74歳までの方の自己負担率の凍結措置の延長により、事務経費が交付されたことに伴うものであります。

第2目連合会負担金は46万6,000円増額するものであります。国保総合システム稼働時期の変更にかかる経費であります。

11ページをご覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費と、第4目退職被保険者等療養費は財源更正によるものであります。

第2目退職被保険者等療養給付費は1,910万3,000円増額、第3目一般被保険者療養費は129万4,000円増額するものであります。双方ともに決算見込額の変更によるものであります。

12ページの第2項高額療養費、第2目退職被保険者等高額療養費は249万8,000円増額するものであります。退職被保険者等高額療養費の決算見込額の変更に伴うものであります。なお、この項におけるほかの3つの目は財源更正によるものでございます。

13ページをご覧ください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金は294万円増額するものですが、決算に向け7件分の増を見込んだものであります。また、それに伴い第2目の支払手数料も2,000円を増額するものであります。

14ページの第3款後期高齢者支援金等につきましては財源更正であります。

15ページをご覧ください。第6款介護納付金につきましても、同様に財源更正であります。

16ページの第7款及び第1項が共同事業拠出金、第1目高額医療費共同事業医療費拠出金は790万5,000円を減額するものであります。平成23年度の拠出金額の確定に伴うものであります。第4目保険財政共同安定化事業拠出金は3,923万4,000円を減額するものですが、

これにつきましても、平成23年度拠出金額の確定に伴うものであります。

17ページをご覧ください。第9款及び第1項が基金積立金、第1目が財政調整基金積立金は8,001万6,000円減額するものですが、各予算の精査の結果補正するものであります。

18ページの第11款諸支出金、第2項国県支出金返納金、第1目国庫支出金返納金は786万5,000円を増額するものであり、前年度の療養給付費負担金の精算に基づく返還金であります。

以上で、議案第20号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

工門利弘住民課長

それでは、議案第21号の平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきましても、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成23年度紀北町の後期高齢者医療医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,555万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入からご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金は80万3,000円を減額、第2目保険基盤安定繰入金は100万3,000円を減額するものですが、事務費繰入金の中の職員人件費分の1万7,000円以外は後期高齢者医療広域連合納付金額の変更に伴うものであります。

第6款諸収入、第5項及び第5目雑入は396万6,000円を新たに計上させていただくものですが、平成22年度の療養給付費の精算に伴うものであります。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1万7,000円を減額させていただくものですが、職員人件費の12月給与改定に伴うものであります。

8ページをご覧ください。第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金につきましては178万9,000円を減額するものですが、三重県後期高齢者医療広域連合からの決算見込み数値により補正するものであります。

9ページの第4款諸支出金、第2項繰出金、第1目他会計繰出金は396万6,000円を減額するものですが、前年度の療養給付費負担金の精算に伴う一般会計への繰り出しであります。

以上で、議案第21号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第22号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

それでは、議案第22号 介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ421万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,598万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明をさせていただきます。

歳入予算から説明いたします。

6ページをお願いいたします。第1款サービス収入、第1項介護給付費収入、第2目施設介護サービス費収入421万8,000円の減額は、第1節の施設介護サービス費収入の保険者収

入 421万 8,000円の減額であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費は、421万 8,000円の減額でありまして、職員給料におきまして 8,000円、職員手当等で35万円、共済費87万 2,000円、賃金 298万 8,000円のそれぞれを給与改定による職員、嘱託員人件費を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第23号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお願いします。

平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第1款水道事業収益は 1,287万 4,000円を減額し、3億 9,039万 6,000円に、その内訳は第1項営業収益 1,194万円を減額し、2億 6,210万 3,000円に、第3項簡易水道営業収益は93万 4,000円を減額し、1億 1,355万 4,000円に。

支出、第1款水道事業費用は 662万 1,000円を増額し、3億 8,792万 6,000円に、その内訳は第1項営業費用は 154万 9,000円を増額し、2億 3,133万 8,000円に、第2項営業外費用は69万 1,000円を減額し、3,208万 5,000円に、第3項簡易水道営業費用は 576万 3,000円を増額し、9,784万円にするものです。

（資本的収入）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 5,932万 2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）に改め、

資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入に120万円を増額し、1億1,909万9,000円に、その内訳は第1項負担金280万円に120万円を増額し、400万円にするものです。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第8条中(1)職員給与「8,104万7,000円」を「8,093万4,000円」に改める。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては14ページをお願いします。

14ページの平成23年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)実施計画説明書でご説明させていただきます。

14ページです。収益的収入及び支出の収入ですが、第1款水道事業収益1,287万4,000円を減額し、3億9,039万6,000円にするもので、その内訳は第1項営業収益、第1目給水収益1,194万円の減額と、第3項簡易水道営業収益、第1目給水収益93万4,000円の減額で、水道使用料の収入見込みによるものでございます。

収益的支出でございますが、第1款水道事業費用は662万1,000円を増額して、3億8,792万6,000円にするものです。第1項営業費用は上水道にかかる費用ですが、第2目の配水及び給水費の150万円の増額は、漏水事故による修繕料の不足によるものです。第3目の総係費の11万3,000円の減額は、人事院勧告に伴うものでございます。第4目の減価償却費の16万2,000円の増額は、精算予定に伴うものであります。

2項営業外費用、第2目消費税の69万1,000円の減額は、精算予定に伴うものでございます。

第3項簡易水道営業費用、第2目配水及び給水費の150万円の増額は、漏水事故による修繕料の不足によるものです。第4目減価償却費の426万3,000円の増額は、精算予定に伴うものです。

16ページをお願いします。資本的収入ですが、1款資本的収入は120万円を増額し、1億1,909万9,000円にするもので、その内訳は1項負担金、1目負担金消火栓設置工事3基分の負担金の増額によるものです。

以上、水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第24号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それでは、議案第24号 平成24年度紀北町一般会計当初予算の内容について、説明させていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町一般会計予算

平成24年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億2,518万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、16億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、8ページをご覧ください。第2表 債務負担行為であります。複写機賃貸借契約など、次の9ページまで合わせまして9件であります。

続きまして、10ページをご覧ください。第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業ほか合計20億 6,390万円であります。

それでは、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

まず、歳入予算の主なところについて説明させていただきます。

13ページをご覧ください。第1款町税、第1項町民税、第1目個人は5億 6,810万円あります。前年度に比較しまして1,520万円の減額であります。第2目法人は9,913万 9,000円あります。前年に比較しまして82万 7,000円の増額であります。

第2項、第1目固定資産税は6億 1,790万 5,000円あります。前年度に比較しまして、3,713万 9,000円の減額であります。

14ページをご覧ください。第2目、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、1,590万 1,000円で、前年度に比較しまして66万 8,000円の減額であります。森林管理署、三重県及び企業庁からの交付金であります。

第3項、第1目軽自動車税は3,843万 7,000円で、前年度に比較しまして、37万 7,000円の減額であります。

第4項、第1目町たばこ税は1億 3,516万 8,000円で、前年度に比較しまして、2,582万 9,000円の増額であります。

15ページをご覧ください。第2款地方譲与税、第1項、第1目地方揮発油譲与税は2,000万円で、前年度と同額であります。

第2項、第1目自動車重量譲与税は5,000万円で、前年度に比べ1,000万円の減額であります。

16ページをご覧ください。第3款、第1項、第1目利子割交付金は322万 2,000円で、前年度に比べ229万 7,000円の減額であります。

第4款、第1項、第1目配当割交付金は309万 4,000円で、前年度に比べ106万 5,000円の増額であります。

第5款、第1項、第1目、株式等譲渡所得割交付金は91万 4,000円で、前年度に比べ13万 5,000円の減額であります。

17ページをご覧ください。第6款、第1項、第1目地方消費税交付金は1億 5,000万円で、前年度に比べ1,000万円の増額であります。

第7款、第1項、第1目自動車取得税交付金は1,700万円で、前年度に比べ1,300万円の減額であります。

第8款、第1項、第1目地方特例交付金は1,100万円で、前年度に比べ1,009万円の減額であります。自動車取得税などの減税に伴う減収補てん特例交付金であります。

18ページをご覧ください。第9款、第1項、第1目地方交付税は40億3,200万円です。このうち普通交付税は38億3,200万円、地方交付税は2億円です。合わせて前年度に比べ約3.4%、1億3,200万円の増額です。

第10款、第1項、第1目交通安全対策特別交付金は210万円で、前年度に比べ20万円の減額です。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金は1億75万3,000円です。主なものとして私立保育所保育料負担金8,013万3,000円、配食サービス事業個人負担金547万2,000円、老人ホーム入所者負担金の赤羽寮分1,144万9,000円です。

19ページをご覧ください。第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料は77万4,000円です。第2目民生使用料は1万4,000円です。

20ページをご覧ください。第3目衛生使用料は870万9,000円で、主なものとして一般廃棄物処理施設使用料432万円です。第4目農林水産使用料は166万2,000円です。第5目商工使用料は5,897万9,000円で、主なものとして古里温泉施設使用料は2,527万4,000円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料は3,000万円です。第6目土木使用料は5,277万4,000円で、主なものとして町営住宅使用料4,539万4,000円です。

21ページをご覧ください。第7目教育使用料は884万4,000円で、主なものとして幼稚園保育料543万8,000円です。

22ページをご覧ください。第12款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目総務手数料は835万6,000円で、主なものとして戸籍手数料414万円、住民票手数料173万6,000円です。第3目衛生手数料は127万7,000円です。第4目農林水産手数料は2万円です。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金は4億5,218万4,000円です。主なものとして障害者自立支援給付費負担金1億4,089万円、23ページの保育所運営費負担金1億1,410万7,000円、子ども手当等負担金1億8,065万1,000円です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金は2,600万円です。市町村合併推進体制整

備費補助金で、本庁舎移転に合わせた情報ネットワークシステムの再構築に充当いたします。第2目民生費補助金は675万6,000円で、主なものとして障害者地域生活支援事業費等補助金622万7,000円であります。第3目衛生費補助金は5,854万7,000円で、主なものとして循環型社会形成推進交付金5,693万9,000円で、ストックヤード建設事業と合併浄化槽設置整備事業に充当しております。第4目農林水産業費補助金は1億2,000万円で海岸保全施設整備事業費補助金であります。第6目土木費補助金は社会資本整備総合交付金1,456万1,000円で、橋りょう寿命化修繕計画策定事業、町道小山山側線道路改良事業等に充当いたします。

24ページをご覧ください。第8目教育費補助金は1億7,307万3,000円で、主なものとして学校施設環境改善交付金（紀北中学校改築事業分）1億6,269万円であります。

25ページをご覧ください。第3項委託金、第1目総務費委託金は22万6,000円であります。第2目民生費委託金は509万8,000円で、主なものは国民年金事務委託金456万2,000円であります。第6目教育費委託金は24万5,000円であります。

第14款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費負担金は130万3,000円であります。第2目民生費負担金は2億7,382万2,000円であります。主なものとして国民健康保険基盤安定事業費負担金5,761万1,000円、障害者介護給付費負担金6,924万1,000円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金5,381万2,000円。

26ページの保育所運営費負担金5,705万3,000円、子ども手当等負担金3,052万2,000円であります。

第2項県補助金、第1目総務費補助金は7,090万円であります。主なものとして三重県バス運行対策費補助金は765万7,000円、三重県市町村合併支援交付金は6,120万円で紀北中学校改築事業、本庁舎移転推進事業等に充当いたします。第2目民生費補助金は1億4,475万5,000円であります。主なものとして心身障害者医療費補助金3,486万円、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金6,000万円、乳幼児（子ども医療費補助金）1,589万4,000円であります。

27ページをご覧ください。第3目衛生費補助金は2,035万5,000円であります。主なものとして浄化槽設置促進事業補助金847万7,000円、妊婦健康診査臨時特例交付金305万9,000円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金693万9,000円であります。第4目農林水産業費補助金は1億2,666万5,000円であります。主なものとして地籍調査事業費補助金523万5,000円、農地制度実施円滑化事業費補助金602万1,000円、造林事業費補助

金は 2,087万 6,000円で、町営漁港海岸保全事業費補助金は 8,400万円であります。

5目商工費補助金は 2,488万 6,000円であります。主なものとして緊急雇用創出事業臨時特例交付金 2,428万 2,000円で、国の雇用対策措置によるものであります。第6目土木費補助金は 259万 5,000円であります。

28ページをご覧ください。第7目消防費補助金は 3,471万 4,000円で、地域減災力強化推進補助金であります。第8目教育費補助金は 175万 1,000円であります。第10目電源立地地域対策交付金は 1,199万 4,000円で、消防団の小型動力ポンプ付積載車購入費に充当いたします。

第3項委託金、第1目総務費委託金は 2,885万 6,000円であります。主なものとして県民税徴収取扱委託金は 2,512万 9,000円で、税務一般事務費等に充当いたします。そのほか海区漁業調整委員選挙執行委託金 211万 9,000円であります。

29ページをご覧ください。第4目農林水産業費委託金は 183万円であります。第6目土木費委託金は 1,658万 7,000円であります。主なものとして海岸清掃委託金 640万円、江ノ浦橋管理委託金 480万円であります。第7目消防費委託金は 131万円であります。

30ページをご覧ください。第15款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入は 592万 2,000円で、町有地貸付収入等であります。第2目利子及び配当金は 409万 7,000円で、基金運用利息等であります。

第2項財産売払収入、第2目物品売払収入は 200万円であります。

31ページをご覧ください。第16款、第1項寄附金、第1目総務費寄附金は 100万円であります。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は 1億 2,000万円あります。第3目地域づくり事業基金繰入金は 3,000万円で、銚子川流域魅力アップ推進事業、高速道路休憩施設整備事業、観光振興推進事業の高速道路延伸関連に充当いたします。

第4目福祉事業基金繰入金は 378万円で、老人福祉特別対策事業の長寿祝金と寝たきり老人等福祉保健手当に充当します。第8目庁舎等改築及び改修基金繰入金は 4,208万 3,000円で、本庁舎移転推進事業に充当いたします。

32ページをご覧ください。第16目災害援護資金償還事業基金繰入金は 5,324万円で、災害援護資金償還事業に充当します。第17目交通安全対策事業基金繰入金は 371万 1,000円で、交通安全対策事業等に充当いたします。第19目住民生活に光をそそぐ基金繰入金は 1,124万 7,000円で、住民生活に光をそそぐ交付金事業（生涯学習係）に充当いたします。

第18款、第1項、第1目繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金であります。

33ページをご覧ください。第19款諸収入、第1項延滞加算金及び過料、第1目延滞金は、611万7,000円であります。第2目加算金は1,000円であります。第2項、第1目町預金利子は3,000円であります。第3項、第1目貸付金元利収入は6,284万9,000円であります。奨学資金貸付金返還金802万円、災害援護資金貸付金返還金5,482万9,000円であります。

34ページをご覧ください。

第4項受託事業収入、第1目民生費受託事業収入は3,541万9,000円であります。老人ホーム入所者受託事業収入が816万5,000円、地域支援事業受託事業収入の2,725万4,000円は地域支援事業費（介護予防等）に充当します。第3目農林水産業費受託事業収入は582万8,000円であります。

第5項雑入、第2目弁償金は1,000円であります。第6目雑入は、3,883万5,000円であります。主なものとしまして35ページの三重県市町村職員互助会公益事業等助成金600万円、オータムジャンボ配分金598万6,000円、37ページの消防団員退職報償金510万円などであります。

38ページをご覧ください。第20款、第1項町債、第1目総務債は8億7,810万円であります。集会所建設事業債は3,640万円で過疎対策事業債であります。片上地区の地区集会所建設事業に充当いたします。地域振興基金債は1億1,400万円で合併特例事業債であります。地域振興基金の積み立てに充当いたします。

39ページをご覧ください。庁舎改修事業債は6億2,450万円で合併特例債事業債であります。本庁舎移転推進事業に充当いたします。過疎地域自立促進特別事業債は1億320万円であります。過疎対策事業債の対象となるソフト事業としてCATV行政放送事業をはじめとする21事業に充当いたします。第3目衛生債は1億1,060万円であります。清掃費1億220万円は合併特例事業債で、一般廃棄物施設（ストックヤード）建設事業に充当いたします。保健衛生債840万円は、過疎対策事業債で浄化槽設置整備事業に充当いたします。

第4目農林水産業債は5,140万円であります。農業債500万円は過疎対策事業債であり、中山間地域総合整備事業費に充当いたします。水産業債4,640万円は合併特例債事業であり、海岸保全施設整備事業費に充当いたします。第6目土木債は1億7,300万円で過疎対策事業債であります。道路橋りょう債は1億4,970万円で、町道小山山側線道路改良事業など18事業に充当いたします。

40ページをご覧ください。都市計画債は2,330万円で、熊野灘レク都市公園事業の県営公

園事業負担金に充当いたします。第7目消防債は8,000万円であります。消火栓新設事業債540万円、小型動力付きポンプ積載車整備事業債390万円、衛星系防災行政無線整備事業債1,030万円、消防ポンプ自動車整備事業債1,410万円、資機材搬送車整備事業債240万円、防災行政無線屋外子局整備事業債380万円は過疎対策事業債であります。避難路整備事業債3,510万円は合併特例事業債であります。また避難路誘導灯設置事業債500万円は、緊急防災減災事業債であります。

第8目教育債は3億7,080万円であります。小学校債290万円は過疎対策事業債で、スクールバス整備に充当いたします。中学校債3億780万円と、社会教育債6,010万円は合併特例事業債であります。紀北中学校改築事業及び生涯学習施設整備事業にそれぞれ充当します。第10目臨時財政対策債は4億円で、前年度に比較しまして5,200万円の減額であります。これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の主なところについて説明をいたします。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

41ページをご覧ください。第1款、第1項、第1目議会費は1億1,769万9,000円であります。議会活動及び議会事務局運営事業費は9,114万円で、議会運営等に要する経費であります。

43ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、12億3,884万2,000円あります。嘱託職員等賃金は3,921万4,000円で、社会保険料等共済費事務補助員8名分賃金であります。総合住民情報システム運営事業費は3,257万8,000円で総合住民情報システムの管理運営に要する経費であります。本庁舎移転推進事業費は7億258万3,000円で、本庁舎移転に伴う改修工事費及びシステム移転経費等であります。

45ページをご覧ください。第2目文書広報費は6,243万5,000円あります。一般広報公聴事業費は1,390万8,000円で、広報きほくの発行及び県政だより、県議会だよりを含む配布手数料に要する経費であります。CATV行政放送事業費は1,984万6,000円で、行政放送番組ふるさと紀北町の番組の制作等に要する経費等であります。

46ページをご覧ください。文書取扱事業費は1,600万円で、文書の処理収受、発送及び複写機等の使用に要する経費であります。第3目財政管理費は146万3,000円あります。主に財務会計システム運営事業に要する経費であります。第4目会計管理費は181万5,000円で、会計管理事務に要する経費であります。第5目財産管理費は2億721万6,000円あります。庁舎管理事業費は2,473万9,000円で、本庁舎及び町民センター等の維持管理等に要

する経費であります。公用車管理事業費は 1,062万 3,000円で、公用車の維持管理に要する経費であります。

47ページをご覧ください。基金管理事業費は1億 2,509万円で、基金の積み立て等に要する経費であります。内訳としましては、合併特例事業債による地域振興基金積立金に、1億 2,000万円、ふるさと応援基金積立金に 200万円、各種基金定期預金利息等積立金に 409万円を積み立てるものであります。また、地区集会所建設事業費は 4,235万 8,000円で、片上2区集会所建設事業に要する経費であります。

第6目企画費は 8,838万 1,000円であります。地方バス運行対策事業費は 2,602万 7,000円で、紀伊長島区内の河合線の自主運行バス運行委託料及び第3種生活路線尾鷲長島線運行費補助金、公共交通空白地で自主運行バス運行等に要する経費であります。高度情報化推進事業費は 4,029万円で、庁舎及び施設間のネットワーク管理経費であります。本年度は庁舎移転に合わせてネットワークシステムの再構築費も含んでおります。

48ページをご覧ください。銚子川流域魅力アップ推進事業費 512万 5,000円は、温浴施設の調査費及び魅力発信のための流域マップの製作費等であります。

第7目支所及び出張諸費は 2,755万 3,000円であります。嘱託職員等賃金は 4名分で 778万 2,000円であります。紀伊長島総合支所管理事業費は 1,869万 9,000円で、紀伊長島総合支所庁舎の維持管理に要する経費であります。

49ページをご覧ください。第8目公平委員会費は 4万 7,000円で、公平委員会の運営に要する経費であります。第10目生活安全推進費は 406万 6,000円で、防犯活動事業、交通安全対策推進事業等に要する経費であります。

50ページをご覧ください。第11目一般訴訟費は 521万 2,000円であります。水道関係訴訟事業の損害賠償請求事件に要する経費であります。第12目諸費は 597万 6,000円で、町税過誤納付による歳出還付金などであります。

51ページをご覧ください。第2項町税費、第1目税務総務費は 8,373万 5,000円であります。嘱託職員等賃金は 2名分で 387万 1,000円であります。税務一般事務事業費は 1,005万 1,000円で、町税賦課業務に要する経費であります。

52ページをご覧ください。第2目賦課徴収費は 392万 4,000円で、町税の賦課徴収に要する経費等であります。

53ページをご覧ください。第3項、第1目戸籍住民基本台帳費は 6,513万 6,000円で、嘱託職員等賃金は 2名分、375万 7,000円、戸籍電算管理事業費 861万円などあります。

55ページをご覧ください。第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費は795万円であります。第5目農業委員選挙費は201万7,000円で、任期満了に伴う農業委員の選挙執行にかかる経費であります。

56ページをご覧ください。第11目海区漁業調整委員選挙費は211万9,000円で、任期満了に伴う三重海区漁業調整委員の選挙の執行にかかる経費であります。

57ページをご覧ください。第5項統計調査費、第2目指定統計費は95万2,000円であります。経済センサス調査等の受託事業であります。

58ページをご覧ください。第6項、第1目監査委員費は73万円であります。

59ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は6億2,869万3,000円であります。嘱託職員等賃金は2名分で381万2,000円であります。国民健康保険事業特別会計繰出金は1億6,200万6,000円で、一般会計からの繰出金であります。繰出金の内容としましては保険基盤安定分、職員給与費等の一般財源化分、財政安定化支援事業分、出産育児一時金等の繰出金であります。紀北町社会福祉協議会助成事業費は3,672万8,000円で、紀北町社会福祉協議会への補助金であります。紀北広域連合運営事業費は3億5,493万円で、紀北広域連合への負担金等であります。

60ページをご覧ください。第3目身体障害者福祉費は4億128万3,000円であります。心身障害者医療費助成事業費は6,981万1,000円で、心身障害者等への医療費助成であります。障害者地域生活支援事業費は1,477万2,000円で、障がいを持つ方がその適正に応じ地域で自立した社会生活を営むことができるよう実施する事業に要する経費であります。障害者介護訓練等給付事業費は2億8,034万8,000円で、障がいを持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費であります。

61ページをご覧ください。第4目国民年金事務費は1,326万8,000円であります。

62ページをご覧ください。第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は5億2,579万4,000円であります。老人福祉特別対策事業町単分の事業費は961万8,000円で、高齢者福祉大会等社会福祉協議会への委託料及び寝たきり老人等福祉保健手当等の経費であります。配食サービス事業費は1,063万7,000円で、高齢者に栄養バランスのとれた夕食を提供し、合わせて安否確認を行うための経費であります。老人福祉施設措置事業費は2,262万8,000円で、町外の養護老人ホーム入所者への措置に要する経費であります。地域支援事業介護予防費は2,018万6,000円で、高齢者が介護状態に陥ることなく健康に生活が送れるように支援するための経費であります。後期高齢者医療特別会計繰出金は3億7,594万3,000円で、療養給

付費町負担金、職員人件費及び事務費等に要する経費を繰り出すものであります。介護基盤緊急整備等特別対策事業費 6,000万円。

63ページの介護施設開設準備経費助成等特別対策事業費 1,080万円は、民間が新設する小規模多機能居宅介護事業所 2 件に対する助成であります。第 2 目養護老人ホーム費は 8,906 万 1,000円であります。嘱託職員等賃金は 7 名分で 1,568 万 9,000円あります。老人ホーム管理運営事業費は 3,228 万 1,000円で、老人ホーム赤羽寮養護分の運営に要する経費であります。

65ページをご覧ください。第 3 目介護保険料は 47 万 6,000円あります。第 4 目老人保健費は 25 万 2,000円で、老人保健特別会計の廃止に伴う過年度分の経費であります。

66ページをご覧ください。第 3 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費は 2,588 万 4,000円あります。子育て支援センター設置事業費は 1,302 万 4,000円で、民間の子育て支援センターへの事業委託経費であります。放課後児童クラブ対策事業費は 1,286 万円で、放課後の児童対策として 22 年度から引き続き取り組むものであります。第 2 目保育所費は 3 億 7,616 万 7,000円あります。嘱託職員等賃金は 2 名分で 406 万 1,000円あります。私立保育所保育対策事業費は 1,220 万 4,000円で、私立保育所の保育対策に要する経費であります。児童保育事業費は 3 億 4,753 万 7,000円で、保育所児童保育の実施に要する経費であります。町内の私立保育所 7 園に対するものであります。

67ページをご覧ください。第 3 目児童措置費は 2 億 4,724 万 3,000円で、子ども手当等支給に要する経費であります。第 4 目母子福祉費は 4,585 万 8,000円あります。一人親家庭等医療費助成事業費は 1,378 万 4,000円あります。乳幼児（子ども）医療費助成事業費は 3,207 万 4,000円で、本年 9 月から小学校卒業までの子どもを対象として、入院、通院とも無料となるよう医療費助成を拡大するものであります。第 5 目へき地保育所費は 3 万 9,000 円あります。

68ページをご覧ください。第 4 項、第 1 目災害救助費は 1 億 806 万 9,000円で、災害援護資金償還に要する経費であります。災害援護資金利子補給費補助金 252 万 5,000円、県への償還金 5,053 万 6,000円、災害援護資金償還事業基金への積立金 5,483 万円であります。

69ページをご覧ください。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 1 目保健衛生総務費は 1 億 2,308 万 2,000円あります。嘱託職員等賃金は 4 名分で 876 万 6,000円あります。地域保健共通事業費は 1,811 万 4,000円で、保健衛生全般にかかる経費でございます。主なものとしまして救急医療体制事業負担金 1,774 万 7,000円あります。

70ページをご覧ください。第2目予防費は7,644万1,000円であります。予防接種事業費は4,264万3,000円で、予防接種に要する経費であります。本年度から高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成も実施します。母子健診事業費は1,246万6,000円で、妊婦健診等の委託料などあります。がん検診事業費は1,535万6,000円で各種がん検診等に要する経費であります。第3目環境衛生費は6,362万4,000円あります。

71ページをご覧ください。火葬場及び霊柩車管理運営事業費は3,343万7,000円あります。主な経費としましては海山区の浄聖苑管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金であります。浄化槽設置整備事業費は2,545万2,000円で合併処理浄化槽設置整備費補助金等あります。

72ページをご覧ください。第4目環境保全費は78万2,000円あります。

73ページをご覧ください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は1億6,589万7,000円あります。嘱託職員等賃金は1名分で201万9,000円あります。第2目塵芥処理費は5億7,089万5,000円あります。リサイクルセンター管理運営事業費は3億662万4,000円あります。紀伊長島リサイクルセンター、海山リサイクルセンターの施設管理費あります。2箇所の施設管理の主な経費としまして燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費2億2,998万3,000円、RDF引き取り等事業委託料4,532万9,000円、施設の保守点検委託料1,631万5,000円あります。ごみ収集処理事業費は4,686万1,000円で、町内のごみ収集に要する経費あります。主な経費はごみ収集の委託料4,462万5,000円あります。資源ごみリサイクル促進事業費は2,673万8,000円で、各地区に設置した資源ごみステーションに出された資源ごみの回収及び処理等に要する経費あります。主な経費は嘱託職員等賃金で1,610万1,000円、資源ごみステーション増設工事150万円あります。

74ページをご覧ください。環境衛生センター管理運営事業費は1,173万5,000円で、環境衛生センターの管理運営に要する経費あります。不燃物処理施設管理事業費は、2,205万5,000円で不燃物処理場の維持管理に要する経費あります。一般廃棄物施設（ストックヤード）建設事業費は1億5,610万1,000円で、本年度は紀北町環境衛生センターの旧焼却炉解体工事を実施するものであります。第3目し尿処理費は5,776万4,000円で、し尿処理場の管理運営に要する経費あります。主な経費としましては燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費4,966万6,000円あります。

76ページをご覧ください。第3項上水道費、第1目上水道施設費は6,704万9,000円あります。繰り出し基準に基づく水道事業会計への繰出金で、本年度は補償費免除繰上償還分を含んでおります。

77ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は、860万円であります。第2目農業総務費は4,856万2,000円であります。農政総合企画事業費は1,779万1,000円で、農業の振興と総合企画に要する経費であり、主に東紀州農業共済事務組合負担金1,021万8,000円であります。

78ページ、中山間地域総合整備事業費は750万円で、県営中山間地域総合整備事業に対する負担金であります。

79ページをご覧ください。第3目農業振興費は81万8,000円あります。第5目農地費は4,886万7,000円あります。海岸環境整備事業費は860万6,000円、土地改良施設維持管理適正化事業費709万6,000円、農地防災事業費は1,181万2,000円、農林業施設維持管理事業費として緊急雇用創出事業費1,256万5,000円などあります。

81ページをご覧ください。第2項林業費、第1目林業総務費は2,638万9,000円あります。林業の総合的な企画運営に要する経費であります。第2目林業振興費は1,664万2,000円あります。森林整備地域活動支援交付金事業費555万9,000円、新たに紀北町木造住宅建築促進事業費補助金を創設するなど、より一層木材の利用促進を図る地域産材利用促進事業費624万7,000円等あります。

82ページをご覧ください。第3目林業施設費は667万2,000円あります。森林環境の適正化を図る森林環境創造事業500万円などあります。第4目町有林造成事業費は7,600万3,000円あります。町有林造成事業費は6,278万4,000円で、町有林の保育、管理などに要する経費であります。

83ページをご覧ください。第5目分収造林費は567万8,000円あります。

84ページをご覧ください。第3項水産業費、第1目水産業総務費は1,628万8,000円あります。水産総合企画事業費、島勝漁村センター管理事業費などあります。

85ページをご覧ください。第2目水産業振興費は1,473万8,000円あります。漁業振興対策事業費630万円、種苗放流の負担金等の水産資源増殖事業費445万2,000円、藻場生態系保全活動を支援する環境生態系保全活動支援事業費181万5,000円などあります。第3目漁港管理費は2億5,625万8,000円あります。漁港管理事業費は334万2,000円で、漁港の維持管理経費であります。海岸保全施設整備事業費は2億5,291万6,000円で、三浦漁港及び矢口漁港の海岸保全施設改修実施のための経費でございます。

86ページをご覧ください。第6款、第1項商工費、第1目商工総務費は5,648万円あります。嘱託職員等賃金は3名分で597万円あります。第2目商工業振興費は3,121万9,0

00円であります。中小企業指導育成事業費は 1,162万円で、小規模経営改善普及事業費補助金で商工会への補助金であります。

そのほか87ページのふれあい広場マンドロ管理運営事業費 672万 7,000円、道の駅マンボウ管理事業費 567万 2,000円等であります。第3目観光費は1億 1,275万円であります。観光活性化対策事業費は 1,814万 7,000円で、主なものは燈籠祭助成金、大白祭補助金、紀北町観光協会補助金、三重紀北年末港市補助金など、観光関係補助金等であります。温泉施設管理運営事業費は 2,626万 7,000円で古里温泉の管理運営に要する経費であります。

88ページ、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業費は 2,672万 5,000円で、キャンプinn 海山の管理運営に要する経費で、施設管理委託料は 2,500万円であります。観光振興推進事業、高速道路延伸関連の事業費は 2,341万円で、スポーツ合宿の受け入れ、きほく倶楽部の会員増強、きほくラブめし決定戦の開催、新たな観光商品の開発、メディアへのPR活動等、紀北町観光協会への委託事業のほか、紀北町FMラジオ番組PR事業の委託事業であります。

89ページをご覧ください。第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は、1億 1,136万 6,000円であります。嘱託職員等賃金は1名分で 188万 3,000円、そのほか土木事業推進及び管理関係事業費などあります。

91ページをご覧ください。第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費は 1,440万 3,000円であります。第2目道路橋りょう維持費は 3,694万 7,000円であります。嘱託職員等賃金は2名分で 540万 5,000円であります。町道道路維持補修事業費は 1,070万 5,000円で、町道の維持補修に要する経費であります。交通安全対策事業費は 1,273万 7,000円で、町道の交通安全対策に要する経費であります。

92ページをご覧ください。第3目道路橋りょう新設改良費は1億 7,114万円であります。町道道路改良事業町単分の事業費は1億 1,690万円で、町単独の道路改良事業費に要する経費であります。下排水路整備事業費は 584万円であります。町道道路改良事業舗装の事業費は 3,600万円で、町道の舗装工事に要する経費であります。町道道路改良事業国補分の事業費は本年度で完了予定の町道小山山側線改良事業の経費であります。

93ページをご覧ください。第3項河川費、第1目河川総務費は 904万 7,000円であります。海岸環境清掃業務委託事業費などあります。第2目河川施設費は 5,131万円で、河川改修及び維持補修事業費であります。第3目砂防費は 1,300万円で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金であります。

94ページをご覧ください。第4項港湾費、第1目港湾管理費は1,333万8,000円で、港湾環境清掃業務委託事業費455万3,000円、江ノ浦橋管理委託事業費790万3,000円などがあります。

95ページをご覧ください。第5項都市計画費、第1目都市計画総務費は1,055万5,000円です。第2目公園費は2,434万3,000円です。県営公園事業負担金は2,000万円で、熊野灘レク都市公園事業の町負担金です。公園管理事業は430万4,000円で、赤羽公園のトイレ増設工事等です。第4目高速道路関連費は14万円です。

96ページをご覧ください。第6項住宅費、第1目住宅管理費は1,701万9,000円です。町営住宅管理事業費は985万2,000円で、町営住宅の維持管理にかかる経費です。

97ページをご覧ください。第8款、第1項消防費、第1目常備消防費は4億5,086万2,000円で、三重紀北消防組合負担金です。第2目非常備消防費は3,510万円です。消防団出動事業費は900万円で出動時の報酬です。消防団活動事業費は233万1,000円で、消防団活動に要する経費です。消防団員活動事業費は2,241万3,000円で、消防団員の報償費、退職報償掛金などに要する経費です。第3目消防施設費は2,670万3,000円です。消防機械器具整備管理事業費は840万2,000円で、消防団車両小型動力ポンプ、消防水利の維持管理に要する経費です。消防施設機械器具整備事業費は、1,744万3,000円で消防団の小型動力ポンプ付積載車の購入に要する経費です。

98ページをご覧ください。第4目水防費は698万4,000円で、河川海岸水防対策事業費です。第5目災害対策費は1億4,132万9,000円です。災害対策事業費は1,882万4,000円で、非常用備蓄品や紀伊長島総合支所の災害対策本部車両の購入等です。防災行政無線管理事業費は3,002万3,000円です。主なものとしましては町防災無線屋外制御装置電池交換326万4,000円、大白公園の防災行政無線屋外子局設置工事費386万8,000円、三重県防災行政無線整備事業負担金855万4,000円等です。自主防災組織対策事業費は1,197万8,000円です。主なものは新しく自主防災会倉庫整備工事費700万円、自主防災活動補助金460万円です。地震津波災害避難路整備事業費は7,135万6,000円で、地震津波避難路の整備費と維持管理経費です。緊急雇用創出事業津波等災害対策推進事業の事業費は634万9,000円で、昨年度に引き続き海拔シールの設置、避難路の点検、補修等を実施する経費です。

100ページをご覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費は68万円で、教育委員会運営事業費等です。第2目事務局費は7,933万5,000円です。

す。主に嘱託職員等賃金4名分の795万4,000円と、教育委員会事務局運営事業費179万8,000円、児童生徒スクールバス運行事業費801万円で、スクールバス購入費とバス運行経費であります。

101ページをご覧ください。第3目教育振興費は232万2,000円であります。第4目奨学費は679万7,000円で奨学金貸与事業費であります。

102ページをご覧ください。第2項小学校費、第1目学校管理費は1億2,036万7,000円であります。嘱託職員等賃金は11名分で2,126万円であります。小学校管理運営事業費は、5,180万5,000円で小学校11校分の維持管理に要する経費であります。特別支援学級児童介助教員設置事業費は1,751万8,000円で、介護教員配置に要する経費であります。ALT事業費は872万8,000円で、外国人講師による児童生徒の英語学習に要する経費であります。

103ページをご覧ください。第2目教育振興費は2,375万円であります。小学校教育活動振興助成事業費は1,281万円で、小学校教育振興経費、校医報酬児童教員健康診断等に要する経費であります。要保護及び準要保護児童就学援助事業費は782万4,000円で、就学旅行費、給食費など対象児童に対して、さまざまな就学援助をするものであります。

104ページをご覧ください。第3項中学校費、第1目学校管理費は5,196万7,000円であります。嘱託職員等賃金は4名分で775万円であります。中学校管理運営事業費は2,805万5,000円で、中学校4校分の維持管理に要する経費であります。特別支援学級生徒介助教員設置事業費は708万円で介助教員配置に要する経費であります。

105ページをご覧ください。第2目教育振興費は2,444万5,000円であります。中学校教育活動振興助成事業費は1,132万8,000円で、中学校4校の教育振興経費、校医報酬生徒教員健康診断補助金等に要する経費であります。要保護及び準要保護生徒就学援助事業費は、1,044万2,000円でさまざまな就学援助をするものであります。第3目学校建設費は、5億1,134万7,000円で、紀北中学校改築事業費であります。

106ページをご覧ください。第4項、第1目幼稚園費は9,966万4,000円であります。嘱託職員等賃金は6名分で、1,276万2,000円であります。幼稚園管理運営事業費は1,505万4,000円で、幼稚園3園の管理運営に要する経費であります。

108ページをご覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は、1億5,685万4,000円であります。嘱託職員等賃金は12名分で2,363万6,000円であります。文化振興事業費は370万3,000円であります。若者センター管理事業費は510万9,000円であります。

109ページの生涯学習施設整備事業費は6,335万7,000円で、本庁舎移転に伴い生涯学習

施設整備を実施するものです。住民生活に光をそそぐ交付金事業（生涯学習関係）は 1,364 万 8,000円で、町民の利用する図書室等の蔵書検索システムと、図書等の充実を図る経費であります。第2目公民館費は 2,972万 1,000円であります。紀伊長島区公民館管理運営事業費は 1,619万 2,000円で、東長島公民館を含め公民館7館の管理運営に要する経費であります。海山区公民館管理運営事業費は 1,352万 9,000円で、海山公民館を含め公民館5館の管理運営に要する経費であります。

110ページをご覧ください。第3目郷土資料館費は 306万 3,000円で、郷土資料館2館の管理運営に要する経費であります。

111ページをご覧ください。第4目文化財調査費は 702万 1,000円であります。特別天然記念物カモシカ食害対策事業費 590万円などであります。

112ページをご覧ください。第6項保健体育費、第1目保健体育総務費は 516万 4,000円で、社会体育団体活動費等助成事業費 195万円、スポーツ交流推進事業費は 269万 8,000円で、よりスポーツ振興交流を推進するための経費であります。第2目給食施設費は、1億 830万 7,000円であります。学校給食センター管理運営事業費は 4,508万 2,000円で、海山区の小中学校、幼稚園の給食に要する経費であります。給食施設管理運営事業は、3,850万 9,000円で、紀伊長島区の小中学校、幼稚園の給食に要する経費であります。

113ページをご覧ください。第3目体育施設費は 1,483万 7,000円で、体育施設等の管理運営に要する経費であります。

115ページをご覧ください。第11款、第1項公債費、第1目元金は13億 2,166万 6,000円で長期債償還元金であります。第2目利子は1億 7,344万円で、長期債償還利子及び一時借入金利子であります。

116ページをご覧ください。第14款、第1項、第1目予備費は 1,000万円であります。

117ページから 121ページまでは債務負担行為に関する調書であります。

122ページ、123ページは地方債現在高の見込みに関する調書であります。

123ページの合計の欄をご覧ください。地方債残高は前々年度末現在高の欄、平成22年度末では 119億 8,066万 9,000円であります。前年度平成23年度末では 119億 7,992万 2,000円となる見込みであります。平成24年度中の起債借入見込額が20億 6,390万円で、償還見込額が13億 7,220万 2,000円でありますので、その結果、平成24年度末では 126億 7,162万円となる見込みであります。

124ページの給与費明細書をご覧ください。町長、副町長の給料月額はそれぞれ72万円、

57万円で、年間所要額は給料 1,548万円、期末手当 560万 6,000円、共済費 373万 7,000円の合計 2,482万 3,000円であります。

町議会議員は18人で、報酬 4,514万 4,000円、期末手当 1,384万 5,000円、共済費 2,515万 4,000円、合計 8,414万 3,000円であります。

その他の特別職は教育委員、選挙管理委員などの委員と消防団員等 1,005人の報酬 4,350万 3,000円であります。

125ページをご覧ください。一般職の職員数は 181人で、前年度に比較しまして1人の減員であります。給料は6億 8,578万 9,000円、職員手当3億 3,739万 9,000円、給与費の合計は10億 2,318万 8,000円であります。共済費は2億 3,498万 2,000円で、給与費等合計しますと12億 5,817万円であります。前年度と比較しますと 4,783万 1,000円の減額となります。その主な要因としましては、平成23年人事院勧告による減額と、職員の退職による減額であります。

以上で、平成24年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

平野倅規議長

3時まで、暫時休憩させていただきます。

(午後 2時 43分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 3時 00分)

平野倅規議長

次に、議案第25号と第26号の2件についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

それでは、議案25号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億 3,410万 8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、予算書の8ページ及び9ページのほうをご覧ください。

第1款及び第1項が国民健康保険料、第1目では一般被保険者国民健康保険料4億735万1,000円、第2目では退職被保険者等国民健康保険料3,911万6,000円をそれぞれ計上しております。料率につきましては平成23年度と変わりなく据え置いております。

10ページをご覧ください。第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目総務手数料の1,000円は、保険料納付証明等の手数料を計上いたしまして、第2目督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料を計上しております。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金は医療費に対する国の負担金5億1,238万8,000円を計上しております。第2目高額医療費共同事業負担金ではレセプト1件80万円を超えるものについて、県下の市町の財政安定を図るため国保連合会において共同事業を行っておりますが、この拠出見込額に対する国の負担金1,573万7,000円を計上しております。第3目特定健康診査等負担金では、特定健康診査にかかる国の基準単価による負担金649万2,000円を計上しております。

11ページをご覧ください。第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金では普通調整交付金1億6,391万1,000円、特別調整交付金1,760万5,000円、合わせて1億8,151万6,000円を計上しております。第3目出産育児一時金補助金では、産科医療補償制度に加入している病院などで出産した場合の出産育児一時金を4万円引き上げて、42万円としておりますが、この引き上げ額4万円のうち、1万円が国から補助されますので、出産見込件数20件から算出して20万円を計上しております。

第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金では、退職被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金2億14万4,000円を計上しております。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金では65歳から74歳までの被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金として、8億4,875万4,000円を計上しております。

12ページの第7款県支出金、第1項県負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金では国の負担金と同様に国保連合会の共同事業で、拠出する額に対する県の負担金1,573万7,000円を計上しております。第2目特定健康診査等負担金も国の負担と同様、基準単価の3分の1の負担率による県の負担金649万2,000円を計上しております。

第2項県補助金、第2目県財政調整交付金では、地域普通調整交付金として7,877万3,000円、地域特別調整交付金として1,591万4,000円をそれぞれ療養給付費分、加配後保険算入額、後期高齢者支援分から算出し、合計で9,468万7,000円を計上しております。

13ページをご覧ください。第8款及び第1項が共同事業交付金、第1目が高額医療費共同事業交付金では、レセプト1件80万円以上の高額医療費にかかる国保連合会からの交付金、4,398万7,000円を計上しております。第2目保険財政共同安定化事業交付金として2億2,815万3,000円計上しておりますが、レセプト1件30万円以上80万円未満の医療費にかかる支払いに対して、財政の安定化を図るため県下の市町が共同して国保連合会において行う事

業で拠出金を出し合って、これを原資にして支払いの状況に応じて各市町に交付されるものであります。

第9款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、国民健康保険財政調整基金積立金利子として1,000円を計上しております。

14ページの第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金では1億6,200万6,000円計上しておりますが、一般会計からの法定分の繰り入れであります。これは保険基金安定繰入金で保険料軽減分にかかるもの、職員給与費等繰入金などを繰り入れるものでございます。

15ページをご覧ください。第2項及び第1目が積立基金繰入金では、6,022万3,000円計上しておりますが、財政調整のため財政調整基金を一部取り崩して歳入に充てるものでございます。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金では、前年度繰越金として1,000万円計上しておりますが、平成23年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第12款諸収入、第4項雑入、第3目一般被保険者第三者納付金100万円、16ページの第4目退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故による損害賠償金にかかる納付金を計上しております。第5目一般被保険者返納金、第6目退職被保険者等返納金では診療報酬返納金として、それぞれ1,000円を計上しております。第7目雑入では療養費等の支給にかかる国庫負担分として1,000円計上しております。

次に、歳出をご説明いたします。

17ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では3,982万3,000円計上しておりますが、職員人件費として5名分の給料等3,316万1,000円、嘱託職員等賃金は事務補助員1名分の賃金193万9,000円、一般事務事業では472万3,000円計上しておりますが、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料等であります。

18ページをご覧ください。第2目連合会負担金では三重県国民保険団体連合会負担金として95万4,000円計上しておりますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業にかかる負担金等でございます。

19ページの第2項徴収費、第1目賦課徴収費では、保険料賦課徴収事業として523万3,000円計上しておりますが、保険料を徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などであります。

20ページをご覧ください。第3項及び第1目運営協議会費では、昨年と同額の15万円を計上しておりますが、国民健康保険運営協議会運営事業として、委員の報酬を計上しております。

21ページの第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費では、交通事故にかかる第三者行為分100万円を含め16億7,667万7,000円を計上しております。第2目の退職被保険者等療養給付費につきましても、第三者行為分10万円を含め1億4,013万2,000円を計上しています。第3目一般被保険者療養費では一般被保険者の療養費として1,650万8,000円を計上、それで第4目退職被保険者等療養費につきましても退職被保険者等の療養費102万円を計上しています。第5目審査支払手数料では診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料として490万8,000円計上しておりますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などがあります。

22ページをご覧ください。第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費、2億740万6,000円、第2目退職被保険者等高額療養費2,270万7,000円につきましては、医療費が高額になった場合に、一部負担給付をするものであります。第3目一般被保険者高額介護合算療養費として100万円、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費については30万円を計上しておりますが、医療保険分と介護保険分にかかる自己負担額を合算して、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものであります。

23ページの第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金840万円は20件分を見込んだものであります。第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険連合会をとおして直接支払いをするための経費として5,000円を計上しております。

24ページをご覧ください。第5項葬祭諸費、第1目葬祭費では40件分を見込み200万円を計上しております。

25ページの第3款及び第1項が後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金では、2億6,062万9,000円計上しておりますが、75歳以上の後期高齢者の医療給付に充てるため、社会保険診療報酬支払基金に支出するものであります。第2目の後期高齢者関係事務拠出金3万3,000円につきましても同様に、運営事務費として支出するものであります。

26ページをご覧ください。第4款及び第1項が前期高齢者納付金等、第1目前期高齢者納付金では63万7,000円計上しておりますが、これは65歳から74歳の前期高齢者にかかる医療費を社会保険診療報酬支払基金へ納付するための納付金であります。第2目前期高齢者関係事務費拠出金3万2,000円につきましても、社会保険診療報酬支払基金に運営事務費として

拠出するものであります。

27ページの第5款及び第1項が老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金では、28万5,000円計上しておりますが、老人保健医療の対象者に対する療養給付費の共同事業への拠出金で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。第2目老人保健事務費拠出金1万9,000円も社会保険診療報酬支払基金に、運営事務費として拠出するものでございます。

28ページをご覧ください。第6款、第1項、第1目ともに介護納付金は介護給付費納付金として1億737万9,000円計上しておりますが、介護保険の第2号被保険者にかかる割り当てられた保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

29ページの第7款及び第1項が共同事業拠出金、第1目の高額医療費共同事業医療費拠出金では6,294万9,000円計上しておりますが、レセプト1件80万円以上の高額医療費の支払いのための共同事業で、三重県国民健康保険連合会から割り当てられた額を拠出するものであります。第3目その他共同事業事務費拠出金1,000円は、三重県国民健康保険団体連合会に対し、退職被保険者の資格の割り出しを行うための経費を拠出するものであります。第4目保険財政共同安定事業拠出金では2億2,815万3,000円計上しておりますが、財政運営の安定化を図るための共同事業で、割り当てられた額を三重県国保連合会へ拠出するものでございます。

30ページをご覧ください。第8款保健事業費、第1項及び第1目は特定健康診査等事業費では、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等にかかる電算事務委託料、健診委託料などの経費として3,119万3,000円を計上しております。平成22年度の特健診受診率が県下で最下位だったことを受け、平成24年度医療費適正化強化年と位置づけ、当年度に限り受診料自己負担1,000円を無料にすることや、受診啓発用の懸垂幕として受診勧奨通知等の発送等、受診率を向上させるための施策を実施するためのもので、昨年度より520万6,000円の増額となっております。

31ページの第2項保健事業費、第1目保健衛普及費356万5,000円は、国民健康保健事業として医療費通知にかかる経費、脳ドック検診委託料などの経費342万3,000円と、国保ヘルスアップ事業の14万2,000円は生活習慣病の予防、改善のための運動指導講座の経費等を計上しております。

32ページをご覧ください。第9款及び第1項が基金積立金、第1目が財政調整基金積立金1,000円は、財政調整基金の積み立て利息でございます。

33ページの第10款及び第1項が公債費、第1目利子では一時借入金利子として25万9,000円を計上しております。

34ページをご覧ください。第11款諸支出金、第1項償還金、第1目一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目退職被保険者等保険料還付金20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金を計上しております。

35ページの第13款、第1項、第1節ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円を計上しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

工門利弘住民課長

続きまして、議案第26号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,494万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、その内容につきまして予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書6ページをご覧ください。

第1款及び第1項が後期高齢者医療保険料の合計額1億3,849万6,000円は、三重県後期高齢者医療広域連合が算出したものであり、第1目の特別徴収保険料として9,214万5,000円、第2目の普通徴収保険料としては4,635万1,000円をそれぞれ計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第2目督促手数料は保険料督促にかかる手数料として1,000円を計上しております。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金は3億419万3,000円計上しておりますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものであります。

7ページをご覧ください。第2目保険基盤安定繰入金7,175万円につきましては、保険料軽減分にかかる繰入金を計上しております。

第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金50万円は、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に過誤が生じた際の還付金を計上しております。

次に、歳出について、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費924万4,000円は、職員人件費として職員1名分913万円、一般事務事業では関係法規の追録代と消耗品費として11万4,000円を計上しております。

9ページをご覧ください。第2項及び第1目の徴収費19万7,000円は、保険料を徴収事業として普通徴収にかかる保険料を徴収するための経費であります。

10ページの第2款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金5億499万9,000円は、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものであります。

11ページをご覧ください。第4款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金50万円は、過年度分の保険料の過誤納付等にかかる被保険者への還付金として歳入と同額を計上したものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第27号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

それでは、議案第27号 紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成24年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,386万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。主なものの歳入から説明いたします。

第1款サービス収入、第1項介護給付費収入は1億7,264万6,000円であります。第1目居宅介護サービス費収入1,193万円は、第1節短期入所生活介護費収入でありまして、居宅介護サービス費の保険者収入が942万1,000円と、利用者収入が250万9,000円であります。

第2目施設介護サービス費収入は1億6,071万6,000円でありまして、第1節施設介護サービス費収入で、保険者収入が1億3,917万2,000円、利用者収入が2,154万4,000円であります。

続きまして7ページをご覧ください。第7款諸収入、第2項雑入、第1目雑入につきましては32万円でありまして、嘱託職員等の雇用保険料、介護実習受入手数料、自動販売機の設置手数料でございます。

8ページをご覧ください。第3項利用料の減免補助金は90万円でありまして、利用者負担金補助金であります。

続きまして9ページをご覧ください。歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費は1億6,567万7,000円であります。内容につきましては職員人件費が正職員13名分で8,450万3,000円あります。嘱託職員等賃金につきましては19名分で4,606万8,000円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は3,478万円でありまして、管理運営費の主なものとしたしましては、給食賄材料費や地下タンクの油圧計の設置、雨漏り改修等事業でございます。

利用者育成事業といたしまして、家族交流会、夏祭り、秋の遠足等の執行経費32万 6,000円
であります。

続きまして、12ページをご覧ください。第2款サービス事業費、第1項居宅サービス事業
は814万 8,000円で、居宅介護サービス事業短期入所生活介護にかかる経費等であります。

第4款公債費につきましては、一時借入金の利子4万 4,000円であります。

以上、平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を終わらせていただきます。よ
ろしくお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第28号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

議案第28号 平成24年度紀北町水道事業会計予算について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

平成24年度紀北町水道事業会計予算書

(総則) 第1条 平成24年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 9,493戸

(2) 年間総給水量 257万 7,363m³

(3) 一日平均給水量 7,061m³

(4) 主な建設改良事業

古里・道瀬簡易水道統合整備業 8,494万 5,000円

中桐・前山間バイパス配水管布設工事 1,390万円

上里地区配水管布設替工事 1,650万円

赤羽簡易水道水源地遠方環視システム改良工事 1,050万 4,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 水道事業収益 3億 8,917万円

第1項 営業収益 2億 6,198万 9,000円

第2項 営業外収益 73万円

第3項 簡易水道営業収益	1億 1,378万 7,000円
第4項 簡易水道営業外収益	1,266万 4,000円
支出 第1款 水道事業費用	3億 7,798万 9,000円
第1項 営業費用	2億 2,972万 8,000円
第2項 営業外費用	2,619万円
第3項 簡易水道営業費用	9,728万 1,000円
第4項 簡易水道営業外費用	2,450万 4,000円
第5項 特別損失	28万 6,000円

2ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億 6,810万 2,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

収入 第1款 資本的収入	1億 8,304万 7,000円
第1項 負担金	400万円
第2項 補助金	7,414万 7,000円
第3項 企業債	1億 490万円
支出 第1款 資本的支出	4億 5,114万 9,000円
第1項 建設改良費	2億 165万円
第2項 企業債償還金	2億 4,949万 9,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額は簡易水道事業債 5,260万円、過疎対策事業債 5,230万円、計1億 490万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

3ページをお願いします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の
各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 8,211万 4,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,704万 9,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800万円と定める。

平成24年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、24ページの予算実施計画説明書で、説明させていただきます。

24ページをお願いします。

まず収入ですが、第1款、第1項、第1目の給水収益は2億 6,007万 6,000円であります。

内容につきましては、紀伊長島区と海山区の上水道の使用料で、紀伊長島区は1億 6,923万
6,000円、海山区は9,084万円を見込んでおります。

第2目その他営業収益は191万 3,000円であります。主なものとしましては給水工事用材
料売却収入43万 5,000円、上水道加入分担金25件分、137万 5,000円でございます。

次に、第2項、第1目の受取利息及び配当金は29万 2,000円で、これは定期預金の利息で
ございます。第2目雑収益は13万 2,000円あります。主なものとしましては土地貸付料13
万 1,000円などあります。第3目の補助金30万 6,000円で、これは上水道企業債償還利子
にかかる一般会計補助金であります。

25ページをご覧ください。次に第3項、第1目の給水収益1億 1,260万 3,000円でありま
す。これは簡易水道の水道使用料で、紀伊長島区 3,561万 5,000円、海山区 7,698万 8,000
円でございます。第2目その他の営業収益は118万 4,000円で、主なものとしましては給水
工事用材料売却収入28万 3,000円、簡易水道加入分担金13件分、86万 1,000円でございます。

次に、第4項、第1目の補助金1,266万 4,000円あります。これは簡易水道企業債償還
利子にかかる一般会計補助金でございます。

26ページをご覧ください。次に支出でございます。

第1款、第1項、第1目の原水及浄水費 2,362万 8,000円であります。内容につきましては上水道の原水及び浄水設備の維持管理に要する費用を計上しております。主なものとしましては、原水及び処理水の水質検査委託料ほか 352万 5,000円、水源地等の施設修繕代 100万円、水源地及び浄水場の電気代 1,724万 8,000円、薬品費の塩素 108万 9,000円でございます。

第2目配水及給水費 1,940万 4,000円あります。内容につきましては、浄水施設のほか配水池、配水管、送水管の維持管理等に要する経費を計上しております。主なものとしましては、修繕料の 1,009万 3,000円は量水器取替工事 1,072戸分、 372万 6,000円と、給配水管等の修繕代 450万円等で、動力費の 203万 1,000円は加圧ポンプ所等の電気代で、材料費 487万 5,000円は取替量水器 1,130戸分の購入費 397万 4,000円と、修繕材料代90万円でございます。

次に、第3目総係費は1億77万 8,000円あります。内容につきましては、上水道の水道料金の調定、収納事務のほか、事業活動全般に関する経費を計上しております。主なものとしましては、水道水源保護審議会委員報酬26万円、職員10名分の給与費 8,342万 8,000円、嘱託臨時職員2名分の賃金 390万 7,000円、委託料 753万 3,000円、賃借料 107万 2,000円等でございます。委託料の主なものは紀北町上水道管理システムデータ更新委託料 174万 3,000円、検針業務委託料 367万 2,000円、集金業務委託料 102万 7,000円、水道料金システム業務委託料98万 7,000円などでございます。また、賃借料の主なものは水道企業会計システム電算機器使用料83万 9,000円などでございます。

第4目の減価償却費 8,472万 6,000円あります。

第5目の資産減耗費は90万円あります。

第6目のその他営業費用は29万 2,000円あります。これは指定工事店への給水装置工食用材料売却に伴う売却原価であります。

29ページをお願いします。第2項営業外費用の第1目支払利息は 1,867万 4,000円で、主なものとしまして上水道の企業債利子償還金でございます。

第2目の消費税は 751万 5,000円あります。

第3目の雑支出は 1,000円あります。

次に、第3項の簡易水道営業費用 9,728万 1,000円につきましては、簡易水道事業にかかる経費であります。第1目原水及浄水費は 2,076万 7,000円あります。内容につきましては

は、簡易水道の原水及び浄水施設の維持管理に要する経費を計上しております。主なものとしましては、原水及び処理水の水質検査などの委託料 617万 8,000円、水源地の施設修繕費 200万円、水源地の電気代 1,128万 3,000円、薬品費60万 6,000円などがございます。

30ページをお願いします。第2目の配水及給水費は 1,134万 4,000円であります。主なものとしましては通信運搬費で11回線の専用電話料 141万 3,000円、修繕費 716万 4,000円は量水器 322戸の取替工事費 112万 3,000円、配水管修繕代など 500万円、材料代 225万 1,000円は、取替量水器 374戸の購入費 135万円と、修繕材料代90万円でございます。

次に、第3目総係費は 1,163万 4,000円であります。内容につきましては、簡易水道の水道料金の計算、収納等の事務にかかる簡易水道全般の経費を計上しております。主なものとしましては、職員1名分の給与費 779万円のほか、委託料 241万円でございます。委託料の主なものは検針業務委託料 153万 9,000円、集金業務委託料44万 8,000円、簡易水道料金システム業務委託料42万 3,000円でございます。

31ページをお願いします。第4目減価償却費 4,674万 6,000円であります。

第5目資産減耗費 660万円であります。

第6目その他営業費用は19万円であります。これは指定工事店への材料売却に伴う売却原価でございます。

次に、第4項簡易水道営業外費用、第1目の支払利息は 2,450万 4,000円で、これは簡易水道企業債利子償還金でございます。

第5項特別損失、第1目過年度損益修正損は28万 6,000円であります。これは過誤納等による過年度分の水道料金の歳出還付金でございます。

32ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。

まず収入です。第1款、第1項、第1目の負担金 400万円であります。これは消火栓設置10箇所の一般会計からの工事負担金であります。

次に、第2項、第1目の補助金 7,414万 7,000円で、これは簡易水道企業債償還元金にかかる一般会計補助金 5,407万 9,000円と、国庫補助金 2,006万 8,000円は古里・道瀬簡易水道統合整備事業にかかる国庫補助金です。

次に、第3項、第1目企業債1億 490万円で、これは古里・道瀬簡易水道統合整備事業の企業債借入金で、簡易水道事業債 5,260万円と、過疎対策事業債 5,230万円でございます。

33ページをお願いします。

次に、支出でございます。第1款、第1項、第1目上水道改良費は 2,495万円であります。

内容につきましては、高速道路建設工事に伴う実施設計委託料 200万円、紅ヶ平浄水場設備更新事業実施設計業務委託料 945万円であります。工事請負費 1,350万円で、上水道の支障移転など緊急用工事用 800万円と、戸ノ須地区配水管布設工事 550万円であります。

第2目固定資産購入費は 2,845万 5,000円であります。機械及び装置購入費 2,820万 5,000円は、赤羽簡易水道水源地遠方監視システム改良工事 1,050万 4,000円、紀伊長島区上水道第2水源地2号ポンプ取替工事 682万 5,000円、緊急時浄水装置設備事業 420万円、総合住民システム更新業務委託 531万 3,000円、水道料金システム用機器調達業務委託 136万 3,000円、工具器具備品購入費25万円は、水道課で使用する工事費であります。

第3目簡易水道改良費は1億 4,824万 5,000円あります。内容は、委託料 800万円で、高速道路建設工事等に伴う配水管支障移転工事実施設計委託業務であります。工事請負費1億 4,024万 5,000円で、古里・道瀬簡易水道統合整備事業に 8,494万 5,000円と、中桐・前山間バイパス配水管布設替工事 1,390万円、上里地区配水管布設替工事 1,650万円、船津地区配水管布設替工事 990万円、簡易水道配水管布設替支障移転工事に 1,500万円を計上しております。

次に、第2項、第1目企業債償還金は2億 4,949万 9,000円で、上水道事業分が1億 4,696万 4,000円、簡易水道事業分が1億 253万 5,000円あります。

以上で、平成24年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

平野倅規議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第5日、3月6日の本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第5日、3月6日、火曜日の本会議で本会議で行うことに決定しました。

日程第35

平野倅規議長

次に、日程第35 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者から報告を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

平成23年7月19日、午前11時10分ごろ、紀伊長島区東長島名倉地区の国道260号と県道多田ヶ瀬山居線の交差点の南におきまして、水道課主任技術員が運転する公用車が、名倉配水池加圧ポンプ場での作業を終え車を発進させたところ、走行中の原動機付自転車に衝突し、相手方車両を損傷させ、負傷を負わせる事故が発生しました。

昨年11月29日の臨時会におきまして、相手方の負傷に対する損害賠償額を16万4,680円として和解が成立し、専決処分をいたしましたことをご報告いたしました。本年2月13日、車両の損傷につきましても損害賠償額を6万9,533円として和解が成立し、専決処分をいたしましたので、議会に報告しようとするものであります。

以上、1件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、このような事故が発生しないよう、今後もさらに事故防止のための方策を強化し、事故が発生しないように取り組んでまいります。以上でございます。

平野倅規議長

本件については、議会の委任による専決処分であることから、基本的には質疑は行わないとされていますが、ただいまの説明において、内容等について理解しがたい点があれば、再度説明を求めるということで発言を許したいと思います。

発言される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで発言を打ち切り、報告第1号については聞き置くことといたします。

日程第36

平野倅規議長

次に、日程第36 請願案件を議題といたします。

お手元に配付した請願文書表のとおり、請願1件を受理することとし、別紙文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

脇次長。

脇俊明議会事務局次長

平成24年3月紀北町議会定例会

平成24年3月2日

請願文書表

受理番号 請願第1号

受理年月日 平成24年2月22日

件名 公的年金の改悪に反対する意見書を求める請願書

請願趣旨 政府の税と社会保障の一体改革は、年金のさらなる改悪を国民に押し付け、内容周知時間を保証せずに強行することは断じて許せないため、下記事項を意見書として国に提出いただきたい。

1. 年金 2.5%の引き下げ反対、デフレ経済下の「マクロ経済スライド」の発動も止めること。
2. 年金支給開始年齢のさらなる「引き上げ」をしないこと。
3. 低年金者への加算は、生活できる十分な額にすること。また、無年金者にも給付すること。
4. 受給資格期間を短縮した場合、現在の無年金者にも必ず適用すること。

請願者の住所及び氏名 紀北町海山区馬瀬 753

全日本年金者組合 三重県牟婁支部 支部長 前田寛一

紹介議員氏名 中津畑正量

付託委員会 教育民生常任委員会

以上でございます。

平野倅規議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、別紙文書表のとおり所管の委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

平野倅規議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、一般質問通告書の締め切りは、6日の午後1時までであります。締め切り時間については十分に注意していただき、できるだけ早めに提出くださるようお願いします。

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時 49分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 松永征也